

～ 人の心が織りなす幸せ社会
“ほっとまち” 桔梗が丘～
平成26年度定時総会



ほっとまち茶房 ききょう

とき 平成 26 年 5 月 17 日 (土)
午後 1 時 30 分
ところ 桔梗が丘公民館 講 堂

桔梗が丘自治連合協議会

目 次

| | | |
|---|-------|----|
| 1. ごあいさつ | | 1 |
| 2. 定時総会次第 | | |
| 議案第1号 | | |
| 平成25年度事業報告及び、協議会会計決算の承認について | | 3 |
| 別紙1 平成25年度事業報告書 | | 4 |
| 別紙2-1 平成25年度協議会会計決算書 | | 20 |
| 別紙2-2 平成25年度末の積立金残高及び基金残高報告書 | | 21 |
| 議案第2号 | | |
| 平成25年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び、特別会計決算の承認について | | 22 |
| 別紙3 平成25年度協議会会計決算監査及び、業務監査報告書 | | 24 |
| 議案第3号 | | |
| 平成25年度公民館事業報告及び、会計決算の承認について | | 25 |
| 別紙4 平成25年度公民館事業報告書 | | 26 |
| 別紙5 平成25年度公民館会計決算書 | | 27 |
| 別紙6 平成25年度末の財産目録及び、積立金残高報告書 | | 28 |
| 別紙7 平成25年度公民館会計決算監査報告書 | | 29 |
| 議案第4号 | | |
| 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定について | | 30 |
| 議案第5号 | | |
| 桔梗が丘自治連合協議会会长等及び、理事・監事の承認について | | 32 |
| 議案第6号 | | |
| 平成26年度事業計画（案）及び、協議会会計予算（案）の承認について | | 33 |
| 別紙8 平成26年度委員会・部会の事業計画書（案） | | 34 |
| 別紙9 平成26年度協議会会計予算書（案） | | 44 |
| 議案第7号 | | |
| 平成26年度ほっとまちプロジェクト事業計画（案）及び、特別会計予算（案）の承認について | | 45 |
| 議案第8号 | | |
| 平成26年度公民館事業計画案及び会計予算案の承認について | | 49 |
| 別紙10 平成26年度公民館事業計画書（案） | | 50 |
| 別紙11 平成26年度公民館会計予算書（案） | | 51 |
| 3. 参考資料 | | |
| （1）桔梗が丘自治連合協議会組織図 | | 53 |
| （2）桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿 | | 54 |
| （3）桔梗が丘自治連合協議会関係規定 | | 56 |

ごあいさつ

桔梗が丘の更なる飛躍のために

皆さま方には、常々安心安全で住みよい「ほっとまち桔梗が丘」の実現に向けての、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

桔梗が丘自治連合協議会は、人口約1万4千人を有する名張市で最大の組織であり、24の自治会（区）と9の委員会・事業部会並びに公民館活動や各種の団体・サークル活動等、ひとり一人の参画により支えられています。

そして、行政との協働による“ほっとまち”プロジェクト事業活動の「ふれあい茶房」及び「子どもたちと地域の絆づくり」が昨年10月から始まり、本年度は、「ききょう農楽園」の開設と「地域環境ねっと」構築事業としての“住居表示設置事業”と“みどり環境・保全事業”的推進や「お助けセンター」の試験運用が計画されています。

住民誰しもが「豊かで住みよいまち“桔梗が丘”を創造するため、住民交流を図り、地域とのつながりを深め、活力と魅力あふれる良好な生活環境の実現」を願っています。

しかし少子高齢化は、現実問題として名張桔梗丘高校の廃校や小学校児童の減少など大きな課題として顕著になり、地域力の減退に大きな影響を及ぼしています。

私たちは、これらの課題を克服し地域力の向上と活性化を図るために、それぞれの活動に集い、話し合い、創意と工夫により、「地域で出来ることは地域で」を合言葉に行政や関係団体と緊密な取組みを進める必要があります。

傍観者が生じることなく、全ての住民が一体となり参画と協力により、地域づくりの原動力として「チーム桔梗が丘」が結集されることが求められています。

桔梗が丘の更なる飛躍を期するために、「地域ビジョン」が、より充実した内容で達成されるとともに、個人の価値観や多様性を尊重しながら、豊かなこころで互いに思いやりや支え合いの地域社会を創るために、「人づくり」や「絆づくり」を大切に、一つ一つの課題を着実に進め、育て、築かなければなりません。

住み易さを実感できる「まちづくり」のために、世代を超えてこの桔梗が丘がより良く発展するようご協力をお願い申し上げます。

平成26年5月

桔梗が丘自治連合協議会

会長 辻 森 保 蔵

定 時 総 会 次 第

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. ご来賓あいさつ
4. 議事
 - (1) 総会成立宣言
 - (2) 議事録署名人選任
 - (3) 議長あいさつ
 - (4) 議案第1号 平成25年度事業報告及び、協議会会計決算の承認について
 - (5) 議案第2号 平成25年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び、特別会計決算の承認について
(監事の監査報告後審議、承認の議決)
 - (6) 議案第3号 平成25年度公民館事業報告及び、公民館会計決算の承認について
(監事の監査報告後審議、承認の議決)
 - (7) 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定について
～休憩～ (新評議員着席)
 - (8) 総会成立宣言
 - (9) 議長・副議長選任とあいさつ
 - (10) 議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会会长等及び、理事・監事の承認について
 - (11) 議案第6号 平成26年度事業計画（案）及び、協議会会計予算（案）の承認について
 - (12) 議案第7号 平成26年度ほっとまちプロジェクト事業計画（案）及び、特別会計予算（案）の承認について
 - (13) 議案第8号 平成26年度公民館事業計画（案）及び、公民館会計予算（案）の承認について
5. 議長議事終了のあいさつ
6. 閉会の辞

議案第1号 平成25年度事業報告及び、協議会会計決算の承認について

平成25年度自治連合協議会の主な事業の取り組みとその成果報告及び、協議会会計の決算報告を別添のとおり行います。

なお、平成26年4月13日に協議会会計決算及び、4月26日に事業の監査を監事より受け、適正に執行されたことの承認を得ています。

別紙1. 平成25年度事業報告書

別紙2-1 平成25年度協議会会計決算書

別紙2-2 平成25年度末の積立金残高及び基金残高報告書

別紙3. 平成25年度協議会会計決算監査及び、業務監査報告書

別紙1. 平成25年度事業報告書

総務委員会

| 平成25年度事業計画 | 実績 | 評価及び反省 |
|---|--|---|
| 1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す | <p>(1) 総会の開催 平成25年5月18日（土）午後1時30分から開催され、下記事項が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成24年度事業報告及び会計決算・監査報告 ②平成24年度公民館事業報告及び会計決算・監査報告 ③協議会一部理事交代の件 ④平成25年度事業計画案及び、協議会会計予算 ⑤“ほっとまち”プロジェクト事業計画案及び、特別会計予算 ⑥平成25年度公民館事業計画案及び、会計予算 <p>(2) 理事会の定期的開催 (3) 自治連合会の定例的開催 (4) 公民館運営審議会の開催</p> <p>次のとおり、規約の改正案を作成した。</p> <p>(1) 桔梗が丘自治連合協議会規約改定案作成 (プロジェクト事業部会)</p> <p>(2) 桔梗が丘自治連合協議会規約改定案作成 (代表幹事選出方法)</p> | <p>◎桔梗が丘自治連合協議会として4年目をむかえた諸会議は、ほぼその目的を達成したものと思われる。</p> |
| 2. 規約、規則、規定等の制定又は改正による協議会運営の充実化と円滑化を図る。 | <p>(1) 桔梗が丘自治連合協議会規約改定案作成 (プロジェクト事業部会)</p> <p>(2) 桔梗が丘自治連合協議会規約改定案作成 (代表幹事選出方法)</p> | <p>◎プロジェクト事業の実施に向け事業部会という明確な位置づけが必要であり、指針が示せた。今後、さらなる検討が必要になると思われる。</p> |
| 3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。 | <p>本年度も協議会財政の長期的安定を図るため、積立金制度を実施した。</p> <p>(1) 車両買換積立金 200,000円</p> | <p>◎代表幹事を選ぶ選択肢を広げる提案ができたと思う。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。</p> <p>5. 协議会事業の成果を高めるため総務委員会としで2つの事業を実施する。</p> <p>①講演会の実施</p> <p>予算額合計 <u>176,200円</u></p> <p>②研修会の実施</p> <p>(予算額 100,000円)</p> | <p>講演会の開催を予定したが開催できなかった。</p> <p>次の2つの事業を実施した。</p> <p>(1) 「農を楽しみ、広げよう人輪を」という内容の講演会 平成25年9月28日（土） 講師 NPO げんごろう 村上 良平 代表 決算額合計 <u>58,000円</u></p> <p>(2) まちづくり実施地域の視察研修会 平成26年2月8日（土） 碧南市日進地区 日進みらいの会 (決算額 88,225円) (総務費の研修費より支出)</p> | <p>◎怠慢と言われても仕方がない。 ただ、ネタ切れ感もあり、ますますアンテナを広くして、情報収集すべきである。</p> <p>◎他の多くのイベントと重なり 参加者が16名と少なかったが、質疑応答で有意義な時間を持てた。</p> <p>◎16名もの参加を得て、成功であったと思う。 今回、得ることが多く、今後も積極的に行っていくべきだと考える。</p> |
|---|--|--|

企画運営委員会

| 平成25年度事業計画 | 実績 | 評価及び反省 |
|------------------------------|--|--|
| 1. 地域ビジョンの推進 ・ふれあい茶房の事業支援 | <ul style="list-style-type: none"> 4月以降、16回のふれあい茶房プロジェクト会議を重ね、オープン準備をし、平成25年10月2日、桔梗が丘公民館ロビーに、”ほっとまち茶房ききょう”をオープンして運営委員会にて運営開始。 | <ul style="list-style-type: none"> ◎プロジェクトとしての本格的な取組みだったが、公民館との場所、時間、利用方法等に関し、時間がかかった。 ◎プロジェクトの内容説明、メンバー紹介、等に十分な意思疎通を図る必要がある。 |
| ・子どもと地域の絆づくり事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちと地域の絆づくり事業打ち合わせ会議を4回開催。参加者は桔梗が丘の3小学校、2中学校の校長、PTA会長及び自治連合協議会関係メンバー、サポートメンバー。 9月、桔梗が丘小・桔梗が丘南小それぞれに、子どもたちと地域の絆づくり事業運営委員会設立。 9月、桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会設立。 花いっぱい事業より着手した。 | <ul style="list-style-type: none"> ◎小学校校区を中心とした既存の協議会組織から編制をし、押しつけ組織の印象があつたが、走り出した。 ◎今後は連絡協議会が本来のプロジェクトの中心としてボランティアメンバーの参加が必要かも知れない。 ◎今後の課題は、活動資金の捻出方法。 |
| ・地域環境ネットプロジェクト「みどり環境整備・保全事業」 | <ul style="list-style-type: none"> 7月、みどり環境整備・保全事業プロジェクトが発足した。 9月、名張市へゆめづくり協働事業提案130万円をし、その後、12月に100万円に修正提案をした。 プロジェクトメンバー及び有志による鳴滝公園5回、野鳥公園整備15回整備、保全作業を継続的に実施。 26年1月より、プロジェクトから「桔梗が丘みどりの会」準備会へ移行 運営委員会会則案、事業計画案策定 | <ul style="list-style-type: none"> ◎実績としての、近隣公園整備から、親しみやすいプロジェクトである。しかし、今後のボランティア募集で賛同者がふえるかで、事業の展開が決まる。 ◎継続的な事業推進が必要。 |
| ・地域環境ネットプロジェクト「住居表示設置」 | <ul style="list-style-type: none"> 7月に住居表示設置事業プロジェクトが発足した。 9月、名張市へゆめづくり協働事業提案170万円をし、その後、12月に150万円に修正提案をした。 | <ul style="list-style-type: none"> ◎住居表示設置の情報収集と策定には、統一性と継続性が必要な為、個人に負荷が掛かった。実施に当たっては住民の理解を得ること、自治連合会との |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・表示板の取り付けを管理会社への申請 ・町内表示板、住居表示板の発注出来る資料の作成。街区表示板、町内表示板、住居番号表示のデザイン等は、一貫した考えの基に進める必要から、事務局にて調査及び原案づくりを進めた。 | 密接な提携が必要になる。 |
| ・ききょう農楽園プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・7月 農楽園プロジェクト発足。 ・市より、候補地情報の提供を得るも、耕作放棄地の活用は、諸条件を満たさず、桔梗が丘中学校第2グラウンド内未利用地を開墾し耕作地とする。 ・9月、市へゆめづくり協働事業提案130万円を60万円に修正提案した。 ・農業地として全面耕作地とする計画から、25年度中に試験農園を始め、26年度の事業に備えた。 | <p>◎市、教育委員会の協力を得た場所が学校予定地で、土地造成された固い、土、石、雑材等もあり、重機による土地開墾に意外と費用がかさんだ。</p> <p>◎企画運営費を使用せず、協議会のビジョン新規事業費を充てた。</p> <p>◎参加者と楽しい農作業が出来るか又、地域との交流をどのようにするかが課題。</p> |
| ・他のプロジェクト事業の情報収集と推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・7月ほっとまちプロジェクト事業 「何でも屋お助けセンター」の事前準備の為情報収集、及び、設立準備プロジェクトを発足。 ・12月 協議会より、市へ「生活支援ボランティア組織創設プロジェクトへの財政支援お願い」を申請する。 | <p>◎何でも屋お助けセンター」は出来ない、出来ることから始めることで、名称「お助けセンター」として、事業内容を絞り込んでいくこととなったが、支援者と利用者との整合化が課題。</p> |
| 2. コミュニティビジネスの検討、情報収集。 | | 報告事項なし |
| 3. 事業部会に対する新規事業の提案 | | 報告事項なし |
| 4. 事業部会に対する支援 | | 報告事項なし |
| 5. 事業部会の事業評価システムの検討 | | 報告事項なし |
| 予算額合計 <u>300,000円</u> | 決算額合計 <u>126,814円</u> | <p>◎各プロジェクト事業の啓発用のチラシ、ポスターの印刷代等の費用として支出。</p> |

広報委員会

| 平成25年度事業計画 | 実績 | 評価及び反省 |
|--|---|--|
| 1. 広報全般における事業 ①) 広報及び広聴活動に関する事業 ②) 広聴活動及び情報収集手法の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会活動、地域ビジョンのプロジェクト活動の参加者より活動内容等の報告協力により一定の広報活動を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会の活動方針の把握や自治連合会活動、各地域の自治会活動も情報収集に注力するも活動内容を的確に伝えることが不十分であった。 広聴については、原点に戻りアンケートにより意見を求め、次年度以降の活動に反映させる 地域の自治会活動を的確に把握するために自治連合会の協力等を得る必要がある。 |
| 2. 事業年度内計画 ①) 協議会における主要施策及び事業の広報の実施 ②) 地域における自治会活動の及び行政の重要施策に対する広報活動の取組み ③) 前年度未着手・未実施事項の取組み ・) 広報内容及び活動に対する住民の意見等の反映施策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 事業部会及び地域の自治会活動に参加が不十分であり、情報の収集体制等活動内容の把握に努め広報活動への反映が出来なかった。 HPの機能が十分に生かすための広聴体制の充実が不十分である。 広報活動について、一部住民からの聞き取りによる評価にとどまり、広報内容に反映するまでに至らなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動における広聴活動に偏りが改善できず、広範な活動の取組みが出来ていない 情報収集力を高めるために、広報委員会の強化を図る必要がある。 HP機能を有効に活用できる管理体制が必要である。 広報に対する住民の要望をイベント等の機会を活用し、参加者より継続的に意見を聴取する等の活動が必要である。 |
| 3. 関連事業事項 予算額 5,000円 ①) 情報伝達状況及び情報共有化状況の把握手法等を継続的取組み | 決算額 930円 | <ul style="list-style-type: none"> 情報共有化の状況について、自治連合会の区長や会長の意見を継続的に聴取する必要がある |

| | | |
|---|---|--|
| <p>②他組織の広報活動内容の収集</p> <p>4. 「ききょう通信」の発行 予算額 295, 000円</p> <p>①自治連合協議会における広報活動 ②各戸配布による定期的な発行の継続実施 ・発行月は基本的に6. 8. 10. 1. 3月の年間5回とする。</p> <p>③紙面の編集構成に対し創意と工夫を図り、広報の責務の遂行と広報レベルの向上に取り組む</p> | <p>決算額 308, 385円</p> <p>②各戸配布等の活動を継続実施（発行は、6. 9. 11. 1. 3月） ◎6月（第56号） ・25年度の自治連合協議会の定時総会及び協議会会計予算内容 ・地域ビジョンの取組み（コミュニティカフェ開設、子どもと地域の絆づくり） ◎9月（第57号） ・ほっとまち茶房ききょうの開設 ・夏まつり特集 ◎11月（第58号） ・地域ビジョン「ほっとまち構想」の農楽園、みどりの保全、住居表示事業の紹介 ・名張桔梗丘高校の統合問題 ◎1月（第59号） ・民生児童委員の改選 ・名張桔梗丘高校の統合問題 ③紙面づくりに対し広報の責務を認識するも、創意と工夫が十分果たせていない</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・他地域の広報活動の状況については、つつじが丘自治会のみの収集となった。 ・他地区の活動状況の情報収集を実施する。 <p>・広報内容及び広報時期のタイマー化を図るために当初予定8月発行を9月に変更した。</p> <p>・地域ビジョン構想によるプロジェクト事業の取組みを適時適切に紹介する。</p> <p>・名張桔梗丘高校の統合問題に対し、59号及び60号にて取り上げ、名張市長と本件事項の対処策等を紹介</p> <p>・高齢化が進む中において、見やすく読みやすい紙面づくりが求められており、住民要望に応えるためのアンケート調査を実施するも、紙面づくりへの反映までに至っていない。</p> |
|---|---|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>5. ホームページ」の適切な管理運営</p> <p>予算額 20, 000円</p> <p>① 管理運営体制の根本的見直し。 ・独自の更新体制確立の取組みを進める。</p> <p>② 更新体制確立後は、更新サイクルを1回／月を基本として取り組む。</p> <p>③ HPが地域住民より信頼される情報源としての位置付けの構築を目指す。</p> <p>予算額合計 <u>320, 000円</u></p> | <p>決算額 5, 315円</p> <p>決算額合計 <u>314, 630円</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な安定した管理を図るために、広く人材担当の配置が必要である。 ・市が運用するHPに参加せず、協議会で立ち上げたHPを継続する。 ・今年度のHPへのアクセス状況は、2月末現在で訪問数7834件となっている。 |
|---|--|--|

健 康 推 進 部 会

| 平成25年度事業計画 | 実 績 | 評価及び反省 |
|---|--|---|
| 1. 敬老の日の行事 永年、社会の発展に貢献された高齢者のご苦労をねぎらい、長寿を祝い、高齢者が自ら生活向上の意欲を高め、地域のみんなが地域福祉、高齢者福祉に資することを目的とする。 予算額 1, 700, 000円 | 実施日：平成25年9月15日（日） * 70歳と88歳の方に長寿記念品（@2000円の商品券）を贈呈、対象者263人。 * 70歳以上の方にお祝い品（お菓子）を手渡す。対象者 2,849人(対昨年度比約140人増)。 決算額 1, 651, 987円 | • 区長、自治会長、自治会役員、民生委員が直接、対象者と面会することにより親睦、絆つくり等の面で非常に有意義であった。又安否確認も出来た。 |
| 2. ききょう健康まつり 地域の皆様が健康について考え再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すこととする。 予算額 250, 000円 | 実施日：平成25年11月4日（月） 場所：桔梗が丘公民館 （歯チェック、健康体力測定、骨密度測定、健脚チェック、メタボチェック、リズム体操名張バリバリ体操、健康茶の試飲、bingo大会） 決算額 185, 354円 | • 約200人の参加。 • 骨密度測定に115名の参加があり、骨粗鬆症に関する関心の高さがうかがわれた。 • また本年度から始めたメタボチェック、健康リズム体操にも多数参加者があり、全体として健康について再認識し、実践するいい機会になったと思われる。 |
| 3. ニュースポーツ世代間交流大会 スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ、明るく活力ある地域社会を推進する、又親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。 予算額 50, 000円 | 実施日：平成26年3月29日（土） 場所：桔梗が丘小学校体育館及びグラント • クロリティー、• カローリング • グランドゴルフ 決算額 33, 872円 | • 子供23人、大人42人、合計65人の参加があり、地域の世代間の交流の場が出来、意義があり、楽しくゲームが出来た。 |
| 4. 体操会との協働事業 地域内で実施されている体操会（ラジオ体操）をより充実させるための協働事業。 夏休み期間のラジオ体操へ地域内の小学児童の参加促進策。 予算額 30, 000円 | • 体操会は平成25年3月1日～11月30日、午前6時30分より桔梗が丘小学校グラントで実施。 • 8月1日、10周年記念行事を実施 • 夏休み期間中に、各地区で開催したラジオ体操に参加した児童への参加賞の費用の一部を負担した。 対象の小学生は約300人。 決算額 99, 700円 | 桔梗が丘体操会は10周年と定着し、地域の健康づくりに貢献している。今後、他地域でも拡大定着が望まれる。 |
| 5. ききょう健康講座 | | 夏休みの小学児童の参加数、実施期間については地区でまちまちであるが、今後さらに増加・定着していくことが望まれる。 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康告発を促していく。</p> | <p>1) ベルフラワー教室 • メボリックシンドrome予防教室 • 保健師・歯科衛生士による栄養指導 • 講師による筋力アップ体操 • 健康相談を含め保健センター、まちの保健室の協力で実施。 • 4月～9月、月2回合計12回 • 10月～3月、月2回合計12回 • 年間で合計24回実施 2) 健康に関する講演 • 実施日：平成25年9月28日（土） • 場所：桔梗が丘公民館 • テーマ：生活習慣病を学ぶ • 講師：三重大学大学院 谷口正也教授 3) 健康体操教室 • 実施日：7月、9月、11月に3回 • 場所：桔梗が丘公民館 • 講師：竹政悦子先生 4) 桔梗が丘げんき通信の発行 • 月1回発行した 5) 健康ハイキング コース 奈良桜井：山の辺の道 桜井～柳本 約10km 実施日：平成25年6月1日（土） 参加者全員に完歩証明書（記念写真付）を発行した。 6) 市の集団ガン検診を実施した 実施日 平成25年11月10日 場所、桔梗が丘小学校 • 肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん マンモグラフィ、子宮がんの検診を実施。</p> | <p>・生活習慣の見直し、栄養指導によりメボリックを予防し心と体を元気にした。 • 筋力アップ体操で筋力増進ができた。 • 参加人数は4月～9月は13人、10月～3月は13人 合計26人。 参加者 75人 • 昨年度と同じテーマであったが、参加者数は6名増 生活習慣病に関する関心の高さが感じられた 参加者 85人（3回合計） • リズムにのせて高齢者でも楽しく気軽に体を動かすことができた 健康推進部会、まちの保健室の情報等記載する。 参加者 54名 やや長距離であったが、全員が元気に歩きぬき、自信にも繋がった。 受診者 172名 昨年より天候もよく受診者が70人増加した。 ガンの関心が非常に高いと思われます。次年度も継続。</p> |
| 予算額 240,000円 | 決算額 252,664円 | |
| 6. 市の特定検診受け忘れの方（桔梗が丘地域対象）桔梗が丘で実施 | 実施日：平成26年2月13日（木） 場所：桔梗が丘公民館 | 申し込み者は80人。 |
| 予算額合計 2,280,000円 | 決算額合計 2,223,577円 | |

住民交流部会

| 平成25年度事業計画 | 実績 | 評価及び反省 |
|---|--|--|
| <p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p>子どもから大人まで地域住民が参加し、様々な催しを楽しみ親睦を深める。又地域の人々に地域住民の交流を発信する場とする。</p> <p>実施予定日</p> <p>平成25年8月24日（土）</p> <p>実施内容</p> <p>①模擬店、②盆踊り、③名張桔梗丘高校吹奏楽部パレード、④アトラクション、⑤模擬店利用券の配布</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の確保 ・シャトルバスの運行 ・会場警備を警備会社と消防団に依頼。 <p>予算額 900,000円</p> | <p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成25年8月24日（土）16時半より桔梗が丘商店街に於いて開催。参加人数 約10,000人 ・イベント内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 模擬店は33店が出店。フリーマーケットは2店。 ② 盆踊りは、地域の婦人会を中心には住民総踊りの形式で実施した。 ③ 桔梗丘高校吹奏楽部パレードは舞台で演奏。 ④ アトラクションは桔”ずセミナーの太鼓とよさこいソーラン、フラメンコ踊り、ジャズダンス、愛宕樽太鼓を実施。 ⑤ 模擬店利用券を地域の全戸に300円の利用券を配布。 ⑥ その他に地域への告知をポスター、回覧及び当日の開催を広報車で案内した。 <p>決算額 804,619円</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・天候の心配でしたが、雨も上がり涼しい中で実施できた。 ・広報車による実施の呼びかけは好評でした。 ・模擬店の利用券は予想を上回った。 ・盆踊りは、曲数を減らして参加し易くする。 ・アトラクションは30分の時間をとって計画する。 ・シャトルバスの時間案内をチラシに記載する。 ・次年度は警備員を1人増員する。 ・次年度の開催予定日は8月23日（土）。桔梗が丘商店街にて。 |
| <p>2. ハッピーニューカイヤーきょうこうフェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦を図り、住民参加・住民自身でもちづくりを推進して行こうとする意識を高める。 ・対象は桔梗が丘地区住民。 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 世界のおもちゃ体験 ② 科学あそび教室 ③ お菓子屋台村 ④ 豚汁、赤飯振る舞い | <p>2. ハッピーニューカイヤーききょうこうフェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成26年1月11日（土） ・実施にあたっては、世界のおもちゃ体験を地域福祉部会、科学あそび教室は教育文化部会の協力を得て実施した。 <p>参加者は239人（乳幼児57人、中小学生87人、成人95人）</p> <p>スタッフは54人が協力。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今年で10回目の開催となったが、地域に根付いた行事になってきた。今年は園、学校が新学期を迎えてからの開催となったが、天候にも恵まれ、昨年と同程度の参加者を得ることができた。 ・メインのイベントは、「世界のおもちゃ体験」を地域福祉部会の協力で、「科学あそび教室」は教育文化部会との協働事業として定着ってきており、部会、団体との運営や連携もうまくてい |

| | | | |
|----------------------------|---|--|--|
| どんどう行事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ききょうフェスタの一関連行事として位置付け、地域の伝統行事として育てると共に、地域住民の交流を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成26年1月13日（月・祝） ① どんどう焼き ② 豚汁振る舞い ・参加者は約300人、スタッフは30人。特に2番町区の協力が大きかった。 ・豚汁は用意した約400食を振る舞った。 | <p>き、スムースに進行できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年を迎えた行事として他地域でも行われているが、桔梗が丘地域でも2番町区子供会の行事として数年の歴史を数え、地域の人々にとっても伝統を感じる行事となってきた。 ・今年は、より遠くの地区からの参加を考慮して、点火を1時間遅らせた。多くの住民の方が正月飾りや、書初めを持参して賑わった。 |
| 予算額 230,000円 | | 決算額 219,199円 | |
| 予算額合計 <u>1,130,000円</u> | | 決算額合計 <u>1,023,818円</u> | |

教 育 文 化 部 会

| 平成25年度事業計画 | 実 績 | 評価及び反省 |
|--|--|--|
| 1) 桔' ずセミナー 地域の子ども達が地域の大人と共に、学びながら触れ合うこと。 予算額 300,000円 | 実施：夏休み（4回）冬（1回）とニューフェスタ科学遊び 内容：（夏）料理・科学・囲碁・手芸 太鼓・よさこいソーランの6講座開催。 太鼓・よさこいソーランは桔梗夏祭り参加。 (冬) 料理・科学・手芸の3講座開催。 (フェスタ) 静電気で遊ぼう・ ジャンプガエル・キューブパズル 参加者：延べ1, 068人 決算額： 291, 120円 | 多くのボランティア（154人）の協力を得た。 多くの子ども達が参加してくれ、大人との触れ合いが十分できた。中学生が参加してくれた。 |
| 2) 第17回青少年が語る「こころの思い発表会」 子どもの思いを作文発表することで、大人と子どもとの距離を縮め、理解していただく。子どもを守り育てる活動に繋げる。 予算額 163,000円 | 実施：10月19日（土）公民館展協賛 参加者：250人 発表者：15人（小・中学5校から3人） 演奏者：59人（桔中・北中音楽部） 要約筆記：3人 募金額：22, 000円 冊子配布：作文を冊子にして110部配布 決算額： 159, 977円 | 原稿の締め切り、すべての学校が守ってくれた。 発表者は内容もよくはつきり発表が出来た。 音楽部への募金は地域の方に多くのご支援いただいた。これからも続けていきたい。 |
| 3) ふるさと歴史ハイキング 地域の大人との交流を図りながら、地域の歴史を学びふるさとを愛する心を育てる。 予算額 40,000円 | 実施：11月9日（土） 参加者：75人（子ども2人） 講師：門田 了三 先生 内容：「斎王さんと歩こう！」 桔梗駅・・赤目口・・丈六寺・相楽神社・・ 隠駅家跡・・やなせ宿（昼食）・・街中散策・・ 乱歩生誕広場・・藤堂邸（解散） 決算額： 35, 030円 | 車が多く、危険を知らせる笛が役立った。 郷土かるた遊び、喜んでくれた子どもの参加は2人だった。来年はもっと増やしたい |
| 4) 私の1冊文庫 予算額 16, 000円 予算額合計 519, 000円 | 実施：毎月第3土曜日「桔梗が丘サロン」で定例開催。絵本と本の読み聞かせボランティア事業。 絵本展「絵本とあそぼう」開催。 実施：7月19日（金）～28日（木） 場所：桔梗が丘公民館ギャラリー 参加者：163人 決算額： 16000円 決算額合計 502, 127円 | 意義ある活動でした。 絵本展には多くの方に来ていただいた。 |

生 活 安 全 部 会

| 平成25年度事業計画 | 実 績 | 評価及び反省 |
|--|---|---|
| 1. 普救命講習会 開催 (年度内 2回開催) 予算額 4, 200円 | ◆平成25年10月27日(日) 参加者 9人 ◆平成26年3月16日(日) 参加者 17人 決算額 276円 | ・講習会での訓練に和気あいあいながらも真剣に取り組んでいた。今後も多数の方が積極的に参加し、救命技術を習得して欲しい。 ・15回目、延べ285人受講 |
| 2. AEDレンタル セコム三重株 | ◆5年間のリース期限が平成26年2月に満了。 | ・今後は、名張市が各公民館に設置したAEDで運用して行く。 |
| 3. 防犯パトロールの実施 ・青色回転灯パトロール 予算額 60, 800円 | ◆桔梗が丘防犯パトロール隊 ※青色回転灯装着車 2台 ・月4回、毎回約1時間、桔梗が丘地区内を巡回した。 ・現在隊員 5人 ・延参加 168人 決算額 56, 058円 | ・隊員5人と小人数で大変ではあるが、地域の安全、安心を守るために、引き続き実施する。 |
| 4. 命の笛 贈呈 予算額 15, 000円 | ◆小学校入学生に贈呈 ・桔小 95個、 東小 30個、 南小 50個 ・贈呈は地域福祉部会の方に依頼。 決算額 11, 375円 | ・3小学校の入学児童等に贈呈した。 合計 175個 (転入生、紛失生含む) |
| 自主防災隊の活動 ・訓練用ベスト購入 予算額 100, 000円 | ◆防災訓練の実施 各地区において、年1回は実施し、住民の防災意識の高揚を図る。 ・訓練用ベスト90着購入 決算額 90, 000円 | ・各地区において実施している。実施時には、訓練用ベストを着用するようお願いしている。 |
| 6. 桔梗が丘の危険箇所の解消 ・改善取り組みを促進 | ◆各区長、自治会長等にお願いし、当部会も協調、協力して危険箇所の解消に取り組んでいる。 | ・日本マクドナルドの店舗を囲うフェンスが国道165号線か進入してくる車を遮り、見通しが悪く危険であった。区長と一緒に交渉し、一部見通せるフェンスに取り替えて貰い解消した。 |
| 7. 桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める 予算額合計 180, 000円 | ◆住居表示設置事業に参画して、事業を推進している。 決算額合計 157, 709円 | ・街区表示板の電柱設置 ・町内表示板の街角設置 ・住居表示板の設置 |

快適環境部会

| 平成25年度事業計画 | 実績 | 評価及び反省 |
|--|---|--|
| <p>1. 地球温暖化対策事業 (緑のカーテン事業) 4月29日(祝)、希望する所帯(各2株)にゴーヤ苗を配布し、節電や地球温暖化対策として植栽を奨励する。(600所帯配布)</p> <p>予算額 246,500円</p> | <p>平成25年5月4日、ゴーヤ苗(改良あばし600株、ジャンボゴーヤ600株)を地域内3か所で住民の方に配布。</p> <p>決算額 242,428円</p> | <p>省エネ効果だけでなく街の美観や癒しの効果もあり定着した事業となった。継続実施する予定である。</p> |
| <p>2. 地域環境保全啓発事業 シャッククリ川でのホタル観賞会や10号公園でのバードウォッチング、公園を巡るハイキングを通じて地域の自然や住環境を知り、自然を楽しむだけでなく環境をいかに保全し守ることが大切なことを学習する。 (事業内容)・ ・ホタル観賞会 平成25年6月実施予定 ・バード・ウォッチング 平成26年1月実施予定 ・地域・近隣公園を巡るハイキング 平成25年11月実施予定</p> <p>予算額 27,000円</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ホタル観賞会 ・平成25年6月15日にシャッククリ川と桔梗が丘南公民館。60人の参加者 ・バード・ウォッチング ・平成26年1月5日、自然公園(10号公園・西徳明池)、50人の参加者 ・近隣公園めぐりのハイキング ・平成25年11月16日、鳴滝池公園～東山公園、37人の参加。 <p>決算額 10,340円</p> | <p>自然を楽しみ鑑賞する中で身近な自然について考える機会になった。近隣公園ハイキングは盛況であったが少し距離が長く、慣れない人に対する配慮が必要であった。ホタル観賞会は天候が悪く参加者が少なかったが広報に工夫が必要だった。</p> |
| <p>3. 桔梗が丘クリーン大作戦 名張市クリーン大作戦2013に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を推奨する。 実施予定: 平成25年6月2日(日)</p> <p>予算額 60,000円</p> | <p>実施日及び参加の自治会・区 ・6月2日) 快適環境部会、3.4.6番町、1番町女性部、 ・6月7日) 1番町。 ・6月16日) 2番町1・3区、5番町全区、桔梗が丘南全区 参加人員総数は約1,500人</p> <p>決算額 66,876円</p> | <p>団体参加の自治会が多くなり、広がりを見せた。これからもこの方針を継続していく。</p> |
| <p>4. 近隣公園の整備促進事業 住民に親しまれ利用しやすい近隣公園にするために植樹、啓発看板設置や整備を促進する。当面は、鳴滝公園と野鳥公園の整備促進を図る。</p> <p>予算額 120,000円</p> <p>予算額合計 453,500円</p> | <p>鳴滝池公園、野鳥公園の整備。(20回ボランティア作業実施) ・緑の募金交付事業にもとづく植樹を鳴滝公園にジュンベリー3本他、ツツジ、サツキ苗木約20本行った。</p> <p>決算額 81,903円</p> <p>決算額合計 401,547円</p> | <p>鳴滝池公園、野鳥公園を中心にボランティア組織「桔梗が丘緑の会」による精力的な活動が行われ、住民が利用活用できる公園整備が大幅に推進された。</p> |

地 域 福 祉 部 会

| 平成25年度事業計画 | 実 績 | 評価及び反省 |
|---|---|--|
| 1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動 予算額 50,000円 | ・毎月1回、第3金曜日定例会後「陽だまり」を持って訪問。 ・1回当たり740枚～750枚で、年間9,000枚を配布。 決算額 15,750円 | ・各戸に出来るだけ声をかけ安否を確認している。 |
| 2. 年末友愛訪問 予算額 220,000円 | ・75歳以上の一人暮らし世帯。 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯。 ・特に見守りの必要な世帯にプレゼント(チョコレートとサンランラップ)を持って訪問。(550世帯) 決算額 200,906円 | ・年に一度のプレゼントを心待ちにしている人が多い。 ・お礼の言葉と笑顔がなにより。 ・今後も継続していきたい。 |
| 3. 高齢者のつどい 予算額 200,000円 | ・平成25年5月26日(日)、地域の80歳以上の方のつどい 参加者高齢者 156人 自治会(区)長 20人 民児協 27人 ・参加者会費 一人500円 決算額 200,000円 | ・民児協との協働事業として実施。 ・民児協負担金4,944円。 |
| 4. いきいきサロン 予算額 510,000円 | ・地域内の14箇所で実施。 決算額 463,400円 | ・近隣の絆づくりであり、各地域で多くの協力を得て充実したサロン活動になっている。 |
| 5. ケアーホーム交流会 予算額 50,000円 | ・10月27日(日)地区内の7個所のケアーホームとの交流会。 参加者の内訳 障がい者 28人 ワーカー 9人 来賓 6人 民児協 25人 合計 68人 決算額 50,000円 | ・民児協との協働事業として実施。 ・民児協負担金8,890円。 ・各ホーム共楽しみに待って くれている。 ・各ホーム共通の課題を話し合う場として有効であった。 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>6. 赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場</p> <p>予算額 50,000円</p> <p>7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業</p> <p>予算額 60,000円</p> <p>予算額合計 <u>1, 140, 000円</u></p> | <p>・毎月1回第3火曜日に未就園児とその母親が参加した。 参加者：毎回約50人</p> <p>決算額 50,000円</p> <p>・「いこい」「友～友」の2グループの配食事業との協働事業として実施。 決算額 60,000円</p> <p>決算額合計 <u>1, 040, 056円</u></p> | <p>・母親の育児相談、友達づくりの場になっている。 ・児童虐待の防止にも役立っている</p> <p>・声かけや、見守り活動を兼ねての配食は大変意義深い事業。 ・今後も継続していきたい。</p> |
|---|--|---|

別紙2-1 平成25年度協議会会計決算書

平成25年度協議会会計決算書

平成25年4月1日～平成26年3月31日

収入の部

(単位:円)

| 項 | 目 | 予算額 | 決算額 | 比 較 | 備 考 |
|---------|------------|------------|------------|----------|-----------------------------------|
| 1 会費 | 会費 | 1,000,000 | 1,003,000 | 3,000 | 地区会費 |
| 2 交付金 | 1名張市交付金基本額 | 4,858,000 | 4,858,000 | 0 | ゆめづくり交付金 |
| | 2〃(加算額) | 5,116,000 | 5,116,000 | 0 | コミュニティ活動費 |
| | 3〃(特別交付金) | 300,000 | 300,000 | 0 | 事務局経費 |
| | 4〃(人件費) | 4,700,000 | 4,700,000 | 0 | |
| | 5市社協交付金 | 630,000 | 616,820 | △ 13,180 | 名張市社会福祉協議会 |
| 小 計 | | 15,604,000 | 15,590,820 | △ 13,180 | |
| 3 補助金 | 市社協補助金 | 200,000 | 200,000 | 0 | いきいきサロン補助金 |
| 4 報償費収入 | 報償費収入 | 150,000 | 150,000 | 0 | 名張市地域環境推進員報償費 |
| 5 雑収入 | 雑入 | 20,000 | 152,142 | 132,142 | 名張市健診予防業務委託料・AED解約還付金・緑化推進協会・預金利息 |
| 6 負担金 | | 4,700,000 | 4,700,000 | 0 | 公民館会計より |
| 7 繰越金 | 繰越金 | 2,251,388 | 2,251,388 | 0 | |
| 合 計 | | 23,925,388 | 24,047,350 | 121,962 | |

支出の部

(単位:円)

| 項 | 目 | 予算額 | 決算額 | 比 較 | 備 考 |
|--------------|-------------|------------|------------|-------------|-----------------------------------|
| 1 人件費 | 1 給与・手当 | 8,541,125 | 8,425,875 | △ 115,250 | 職員給与 |
| | 2 報酬 | 720,000 | 720,000 | 0 | 館長報酬 |
| | 3 社会保険料 | 80,000 | 75,444 | △ 4,556 | 雇用保険料 |
| | 小 計 | 9,341,125 | 9,221,319 | △ 119,806 | |
| 2 総務費 | 1 事業費 | 176,200 | 58,000 | △ 118,200 | 講演講師料等 |
| | 2 費用弁償費 | 400,000 | 182,800 | △ 217,200 | 各委員会・部会費用弁償費 |
| | 3 会議費 | 250,000 | 249,411 | △ 589 | 総会資料 |
| | 4 研修費 | 300,000 | 159,825 | △ 140,175 | 総務研修会碧南市・地域づくり代表者研修・教育文化研修 |
| | 5 防犯防災費 | 200,000 | 200,000 | 0 | 名張市消防団桔梗が丘班補助 |
| | 6 備品購入費 | 500,000 | 192,750 | △ 307,250 | テント・会議用エアーポット |
| | 7 事務費 | 400,000 | 392,287 | △ 7,713 | コピー・印刷代・封筒・郵送料・商工会費 |
| | 8 ビジョン新規事業費 | 500,000 | 192,432 | △ 307,568 | 農楽園農地耕起・石撤去・耕運機修理代・堆肥 |
| | 9 雑費 | 50,000 | 44,850 | △ 5,150 | 歳末警戒陣中見舞・旅費・交通費 |
| | 小 計 | 2,776,200 | 1,672,355 | △ 1,103,845 | |
| 3 企画運営費 | 事業費 | 300,000 | 126,814 | △ 173,186 | プロジェクトコピー・印刷代・住居表示事務用品・みどりの会ロープ、杭 |
| 4 広報費 | 事業費 | 320,000 | 314,630 | △ 5,370 | ききょう通信 レンタルサーバー使用料 |
| 5 健康推進費 | 1 事業費 | 580,000 | 571,590 | △ 8,410 | 健康まつり 健康講座 |
| | 2 繰出費 | 1,700,000 | 1,651,987 | △ 48,013 | 敬老の日行事 |
| | 小 計 | 2,280,000 | 2,223,577 | △ 56,423 | |
| 6 住民交流費 | 1 事業費 | 230,000 | 219,199 | △ 10,801 | ハッピーニューアイフェスタ どんど |
| | 2 繰出費 | 900,000 | 804,619 | △ 95,381 | 桔梗が丘夏まつり |
| | 小 計 | 1,130,000 | 1,023,818 | △ 106,182 | |
| 7 教育文化費 | 事業費 | 519,000 | 502,127 | △ 16,873 | 桔' ずセミナー等 |
| 8 生活安全費 | 事業費 | 180,000 | 157,709 | △ 22,291 | 防犯ベスト・防犯パトロール・命の笛 |
| 9 快適環境費 | 事業費 | 453,500 | 401,547 | △ 51,953 | 地球温暖化防止対策(ゴーヤ)・クリーン大作戦 |
| 10 地域福祉費 | 事業費 | 1,140,000 | 1,040,056 | △ 99,944 | いきいきサロン・高齢者のつどい・友愛訪問 |
| 11 積立金 | 車両買換積立金 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| 12 コミュニティ活動費 | | 5,116,000 | 5,116,000 | 0 | 各区コミュニティ活動費 |
| 13 報償費 | | 150,000 | 150,000 | 0 | 名張市地域環境推進員報償費 |
| 繰 越 金 | | 19,563 | 1,897,398 | 1,877,835 | |
| 合 計 | | 23,925,388 | 24,047,350 | 121,962 | |

別紙2－2 平成25年度末の積立金残高及び基金残高報告書

平成26年3月31日現在

1. 財政積立調整金

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|-----|-------------|------|
| 繰越金 | 1, 500, 241 | |
| 雑収入 | 237 | 預金利息 |
| 合計 | 1, 500, 478 | |

中京銀行桔梗が丘支店 普通預金

2. 自然災害積立金

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|-----|-------------|------|
| 繰越金 | 1, 500, 241 | |
| 雑収入 | 237 | 預金利息 |
| 合計 | 1, 500, 478 | |

中京銀行桔梗が丘支店 普通預金

3. 車両買換積立金

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|------|-------------|---------------|
| 繰越金 | 1, 001, 499 | |
| 繰入金 | 200, 000 | |
| 雑収入 | 163 | 預金利息 |
| 支出 | 905, 860 | 軽トラック購入、自動車保険 |
| 差引合計 | 295, 832 | |

中京銀行桔梗が丘支店 普通預金

4. 基金

(単位：円)

| 種類 | 金額 | 摘要 |
|-----------|----------|---------------|
| 有事の助け合い基金 | 417, 469 | 満期日平成27年3月27日 |

中京銀行桔梗が丘支店 定期預金

議案第2号 平成25年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び、特別会計決算の承認について

平成25年度の“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び、特別会計決算の報告を次のとおり行います。

1. ふれあい茶房事業

平成25年10月2日、桔梗が丘公民館ロビーにコミュニティカフェ「ほっとまち茶房ききょう」をオープンした。営業は、毎週火曜日～土曜日、午前10時～午後4時まで、メニューは、コーヒー、紅茶、カルピスの3品目でスタートした。

ボランティアスタッフ30名が交代でサービスを行っている。湯茶のサービスや展示コーナーを設け、カフェを利用しない方も気軽に立ち寄っていただけるようにしている。

平成25年度利用実績（25年10月2日～26年3月31日）

開業日数 106日

利用額（売上額） 432,000円

ゆめづくり協働事業交付金100万円の使途については、主として設備費、工事費及びオープニングセレモニーにかかる経費に充当した。

「ふれあい茶房特別会計決算書」

(収入の部) (円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----------|-----------|-----------------|
| 交付金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 名張市ゆめづくり協働事業交付金 |
| 利用料 | 756,000 | 432,000 | |
| 合 計 | 1,756,000 | 1,432,000 | |

(支出の部) (円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 摘要 |
|-----|-----------|-----------|--------------------------|
| 開設費 | 1,000,000 | 1,006,532 | カウンター設置費、器具コーヒーメーカー、冷蔵庫等 |
| 運営費 | 756,000 | 398,060 | |
| 繰越金 | 0 | 27,408 | 次年度に繰越 |
| 合 計 | 1,756,000 | 1,432,000 | |

2. 子供たちと地域の絆づくり事業

桔梗が丘東小学校区において組織された「あそびっくす in 東小実行委員会」の活動をモデルにして、桔梗が丘小学校区と桔梗が丘南小学校区にも同様の組織を立ち上げ、さらにそれら3つが連携する組織として「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」を発足させた。

この連絡協議会主催の初年度事業として平成25年秋、「通学路花いっぱい運動」を3小学校区で同時開催した。これは、地域住民に花の苗を配布するとともに、子どもたちと一緒に間伐材を利用したプランターを製作し、そこに花の苗を植え付けるというもの。桔梗が丘全域に配置した30基のプランターに植えられ、各家庭に配布した6,000株の花を地域の皆さんのが世話をしつつ、通学する子どもたちの安全を見

守ることで、子どもたちと地域の絆を作る端緒となることが出来た。

ゆめづくり協働事業交付金 100 万円の使途については、主として通学路花いっぱい運動にかかる経費に充当した。

「子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計決算書」

(収入の部)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 摘要 |
|--------------|-----------|-----------|------------|
| ゆめづくり協働事業交付金 | 1,000,000 | 1,000,019 | 含預金利息 19 円 |
| 合計 | 1,000,000 | 1,000,019 | |

(支出の部)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 摘要 |
|------|-----------|-----------|---------------------------|
| 運営経費 | 1,000,000 | 1,001,019 | 花の苗、プランター製作費 プランター購入費等 |
| 合計 | 1,000,000 | 1,001,019 | |

収支差引 1,019 円は、協議会会計「ビジョン新規事業費」より支出

別紙3. 平成25年度協議会会計決算監査及び、業務監査報告書

平成25年度協議会会計決算監査及び、業務監査結果について（報告）

1. 監査実施日

平成26年4月13日（日）会計監査 午後2時30分から

（於）桔梗が丘公民館 102号室

平成26年4月26日（土）業務監査 午前9時30分から

（於）桔梗が丘公民館 202号室

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第87条及び88条の規約に基づき、平成25年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

- (1) 協議会会計決算について、出納帳及び会計帳簿の関係書類等を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。
- (2) プロジェクト事業に係る特別会計決算について、出納帳及び会計帳簿等を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。
- (3) 自治連合協議会の活動については、すべての委員会、部会とも、多岐に亘る事業を計画し、充実した活動に取り組まれたことを高く評価します。

平成25年度より取り組まれているプロジェクト事業については、「ふれあい茶房」、「子どもたちと地域の絆づくり事業」それぞれ地域住民のボランティアの力で模索しながら努力されていることに敬意を表するものであります。しかし、財政的に自立した事業となるには多くの課題があり、一層の市の支援を願うものであります。

平成26年度以降も新たなプロジェクト事業が計画されておりますが、関わる地域住民に“ゆめづくり”への充実感が感じられるような、取り組みの展開を期待するものであります。

以上

平成26年4月26日

監事 福森 譲

監事 田合 豪

議案第3号 平成25年度公民館事業報告及び、公民館会計決算の承認について

平成25年度の公民館事業報告及び、公民館会計決算報告を別添えのとおり行います。

なお、平成26年4月13日に監事より公民館会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ています。

別紙4. 平成25年度公民館事業報告書

別紙5. 平成25年度公民館会計決算書

別紙6. 平成25年度末の財産目録及び、積立金報告書

別紙7. 平成25年度公民館会計決算監査報告書

別紙4. 平成25年度公民館事業報告書

桔梗が丘公民館・南公民館

学級・教室

(参加者数は延人数)

| 学級・教室の名称 | 開設数 | 参加者数 | 主たる学習目標・内容 |
|--------------------|-----------|------|--|
| サイエンスメイト “スカラベ” | 年間 8回 | 300名 | 親子で触れ合いながら、科学工作や遊び等を通して、仲間づくりをする。 |
| ロビー歌声広場 | 年間 24回 | 288名 | 地域住民の交流の場として、懐かしい歌を通じて仲間づくり・健康づくりをはかる |
| “農”を楽しむ | 年間 34回 | 540名 | 農業を通じて新しい絆作り。土に触れ作物の収穫の感動を得る |
| しめ縄づくり | 年間 1回 | 32名 | お正月用のしめ縄つくりを学び、自分の手でつくる |
| メンネルコール 桔梗 | 年間 48回 | 480名 | コーラスを通じて、高齢者を含めた男性の活躍の場で、男性間の地域内でのかかわりの場づくり。 |
| シニアクラス✿ | 年間 8回 | 205名 | 地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を提供する。 |
| 料理教室 | 年間 3回 | 55名 | 季節の料理をつくりながら、交流を図って貰う |
| そばうち教室 | 年間 1回 | 16名 | 休日開催を前提に普段参加出来ない方の、幅広い交流を図る |
| “書遊” | 年間 12回 | 120名 | 百人一首と書道を親しみ、交流を図る |
| 韓国語を学ぶ | 年間 22回 | 350名 | ハングル語を通して韓国文化に触れ、楽しい仲間づくりをする |
| パソコン教室 | 年間 16回 | 177名 | 初めてパソコンに触れる方が対象の教室。 |
| スマートフォン教室 | 年間 4回 | 107名 | スマートフォンを持っていない方に実際に体験してもらう |
| 絵手紙教室 | 年間 12回 | 180名 | 絵手紙を通じて、地域住民の交流を図る |

講座

| 講座の名称 | 開催数 | 参加者数 | 主たる内容 |
|------------------------------|-----|-------|---|
| 桔梗が丘 公開連続講座 (今から考える終活) | 6回 | 1651人 | 5/23 講師 寺田紀彦氏 真摯に“死”と向き合い“生”を見つめる 7/20 講師 吉田太一氏 「孤立死が訴えるもの」遺品整理屋が見た現実 9/7 映画鑑賞会 アントキノイノチ エンディングノート 11/21 講師 山田法胤氏 お伊勢さまと薬師寺 1/25 講師 伊藤光夫氏 もはや他人事ではない“争族” 3/30 講師 中村仁一氏 大往生したけりや医療と関わるな |

行事

| | | | |
|----------|----|------|--|
| ロビーコンサート | 3回 | 200人 | 色々なジャンルの方のコンサートを開催。 (例)ハーモニカ、混声合唱、ミュージックベル演奏。 |
| プチコンサート | 1回 | 300人 | 市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。 |
| 映画鑑賞会 | 4回 | 255人 | 大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。 |

別紙5. 平成25年度公民館会計決算書

平成25年度公民館会計決算書

平成25年4月1日～平成26年3月31日

収入の部

(単位：円)

| 項 | 目 | 予算額 | 決算額 | 比　較 | |
|---------|----------|------------|------------|---------|-----------------------|
| 1 指定管理料 | | 9,898,000 | 9,898,000 | 0 | |
| 2 使用料 | 1 公民館使用料 | 3,250,000 | 3,337,070 | 87,070 | |
| | 2 コピー使用料 | 750,000 | 816,692 | 66,692 | |
| | 小　計 | 4,000,000 | 4,153,762 | 153,762 | |
| 3 その他収入 | 雑収入 | 50,000 | 63,700 | 13,700 | 自販機電気代・公衆電話委託手数料・預金利息 |
| 4 繰越金 | 前期繰越金 | 3,005,436 | 3,005,436 | 0 | |
| 合　　計 | | 16,953,436 | 17,120,898 | 167,462 | |

支出の部

(単位：円)

| 項 | 目 | 予算額 | 決算額 | 比　較 | |
|-------|------------|------------|------------|-----------|---------------------------------------|
| 1 管理費 | 1 消耗品費 | 620,000 | 518,939 | △ 101,061 | 事務用品・消耗品・雑品費 |
| | 2 燃料費 | 10,000 | 3,978 | △ 6,022 | 灯油 |
| | 3 光熱水費 | 3,340,000 | 3,551,996 | 211,996 | 電気・ガス・上下水道費 |
| | 4 修繕料 | 490,000 | 433,590 | △ 56,410 | 玄関タイル・講堂ランプ電球交換・エレベーターロープ交換、充電機取替・誘導灯 |
| | 5 電話料 | 170,000 | 165,946 | △ 4,054 | |
| | 6 委託手数料 | 2,300,000 | 2,295,096 | △ 4,904 | 法定点検・エレベーター、舞台吊物、消防、点検・害虫駆除・夜間・清掃・床清掃 |
| | 7 備品購入費 | 1,180,000 | 976,066 | △ 203,934 | 図書室棚・パソコン2台・テント天幕2枚・フィルムミラー・湯沸器・消火器 |
| | 8 使用料及び賃借料 | 848,000 | 812,981 | △ 35,019 | コピー、印刷、大判印刷、リース料等 |
| | 9 車両費 | 200,000 | 154,308 | △ 45,692 | ガソリン・自動車保険料・ブレーキ修理・定期点検 |
| | 小　計 | 9,158,000 | 8,912,900 | △ 245,100 | |
| 2 運営費 | 1 報償費 | 600,000 | 565,000 | △ 35,000 | 講師料 |
| | 2 旅費 | 20,000 | 5,413 | △ 14,587 | |
| | 3 印刷製本費 | 120,000 | 111,719 | △ 8,281 | 公民館情報誌 |
| | 4 郵便料 | 90,000 | 77,270 | △ 12,730 | はがき・切手代等 |
| | 5 事業費 | 1,300,000 | 987,702 | △ 312,298 | 連続講座講師料・主催講座教材・公民館展駐車場整理・コンサート |
| | 6 雑費 | 30,000 | 6,240 | △ 23,760 | 自動車税・振込手数料 |
| | 小　計 | 2,160,000 | 1,753,344 | △ 406,656 | |
| 3 負担金 | 人件費負担金 | 4,700,000 | 4,700,000 | 0 | 協議会会計へ |
| 4 その他 | 1 消費税 | 332,000 | 336,000 | 4,000 | |
| | 2 予備費 | 200,000 | 0 | △ 200,000 | 光熱水費に200,000全額流用を理事会で承認を得る |
| 次期繰越金 | | 403,436 | 1,418,654 | 1,015,218 | |
| 合　　計 | | 16,953,436 | 17,120,898 | 167,462 | |

別紙6. 平成25年度末の財産目録及び、積立金残高報告書

(平成26年3月31日現在)

1. 財産目録

(単位：円)

| 資産の部 | 負債の部 |
|--------------|----------------|
| 現金 70,588 | 未払金 336,000 |
| 預金 1,684,066 | 正味資産 1,418,654 |
| 合計 1,754,654 | 合計 1,754,654 |

2. 積立金残高

(1) 周年事業積立金

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|-----|---------|------|
| 繰越金 | 800,000 | |
| 雑収入 | 116 | 預金利息 |
| 合計 | 800,116 | |

百五銀行桔梗が丘支店 普通預金

(2) 設備・備品購入積立

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|-----|---------|------|
| 繰越金 | 800,000 | |
| 雑収入 | 116 | 預金利息 |
| 合計 | 800,116 | |

百五銀行桔梗が丘支店 普通預金

(3) 車両購入積立金

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|-----|---------|------|
| 繰越金 | 200,000 | |
| 雑収入 | 31 | 預金利息 |
| 合計 | 200,031 | |

百五銀行桔梗が丘支店 普通預金

別紙7. 平成25年度公民館会計決算監査報告書

平成25年度公民館会計決算監査結果について（報告）

1. 監査実施日

平成26年4月13日（日）会計監査 午後2時30分から
(於) 桔梗が丘公民館 102号室

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第87条及び第88条の規定に基づき、平成25年度の公民館会計について定期監査を行い、出納帳及び会計帳簿等の関係書類を確認した結果、適正に処理されていることを認めます。

しかし、光熱水費の支出額は増大しており、平成26年度においては料金の値上げ等一層の増大が見込まれます。自治連合協議会の適切な対応を求めるものであります。

また、平成26年度においては消費税が増大します。こういった状況を踏まえ、市における指定管理料の適切な積算見直しを願うものであります。

平成26年4月13日

監事 福森 譲
監事 田合 豪

議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定について

1. 地域ビジョンに関する規約の改定

| 現行規約 | 改定規約案 |
|---|---|
| (地域ビジョン) 第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンの策定に努めるものとする。 | (地域ビジョン) 第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンを策定し、その実現に向けて努めるものとする。 |
| 第6章 事業部会 第67条 新設 | 第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会（プロジェクト事業部会） 第67条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト事業部会を置くことができる。 2. プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。 |
| 第68条 新設 | (構成) 第68条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名する者をもって構成する。 |
| 第69条 新設 | (運営) 第69条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。 2. 運営は、独立採算制を原則とする。 |
| 第70条 新設 | (議事録) 第70条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。 2. 議事録には、議事録署名人2名が署名、捺印をしなければならない。 |
| 第71条 新設 | (報告義務) 第71条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9月に活動中間報告を、3月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。 2. プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。 3. 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。 |

2. 監事の任期の改定

| 現行規約 | 改定規約案 |
|---|--|
| 第67条～第71条新設につき以下条文繰り下げ | |
| (監事) 第85条 監査業務執行のため監事を置く。 2. 監事は2名とし、総会の承認を得て会長が任命する。 3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。 | (監事) 第90条 (同文) 2. (同文) 3. (同文) |
| (任期) 第86条 監事の任期は、第12条の規定を準用する。 2項新設 | (任期等) 第91条 (同文) 2. 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。 |

3. 自治連合会代表幹事選出に関する規約の改定

| 現行規約 | 改定規約案 |
|---|---|
| (選出) 第40条 桔梗が丘24区を施行規則に定める4ブロックに分けるものとする。 2 幹事の選出は、前項に定める4ブロックの代表者の中から選出する。 3 代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。 | (選出) 第40条 (同文) 2 (同文) 3 代表幹事は4ブロックの代表者の互選、もしくは4ブロックの代表者が推薦し、連合会が承認した者とする。 4 互選により代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。 |

議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会会长等及び、理事・監事の承認について

候補者名簿

| | 役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-----|-------|-----------------------------|
| 1 | 会 長 | 辻森 保藏 | 自治連合会代表幹事 |
| 2 | 副会長 | 大垣 孝彦 | 総務委員長 |
| 3 | 副会長 | 上田 博 | 自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事 |
| 4 | 理 事 | 河合 進 | 自治連合会第1ブロック幹事 |
| 5 | 〃 | 増田 清賢 | 自治連合会第2ブロック幹事 |
| 6 | 〃 | 鈴木 健一 | 自治連合会第4ブロック幹事 |
| 7 | 〃 | 阪本 忠士 | 企画運営委員長 |
| 8 | 〃 | 北森 義次 | 広報委員長 |
| 9 | 〃 | 西宮 剛志 | 健康推進部会長 |
| 10 | 〃 | 廣岡 貞之 | 住民交流部会長 |
| 11 | 〃 | 竹原 啓子 | 教育文化部会長 |
| 12 | 〃 | 吉野 孝司 | 生活安全部会長 |
| 13 | 〃 | 加納 康嗣 | 快適環境部会長 |
| 14 | 〃 | 上島 芳子 | 地域福祉部会長 |
| 15 | 〃 | 中村 満 | 桔梗が丘公民館長・ 桔梗が丘南公民館長 |
| 16 | 〃 | 山中 晃 | 事務局長 |
| 17 | 〃 | 松村 熱 | 事務局次長 |
| 18 | 監 事 | 福森 讓 | |
| 19 | 〃 | 植野 正信 | |

議案第6号 平成26年度事業計画（案）及び、協議会会計予算（案）の承認について

平成26年度事業計画案及び、協議会会計予算案を別紙のとおり定めます。

桔梗が丘自治連合協議会は、各委員会及び、事業部会が計画した活動に加えて、昨年度より本格的にスタートしたほっとまちプロジェクト事業を推進します。

「人の心が織りなす幸せ社会“ほっとまち”桔梗が丘」の実現を目指して、地域住民の皆さん一人でも多くの方の参画を得て、まちづくりの活動強化に努めます。

別紙8. 平成26年度委員会、部会の事業計画書（案）

別紙9. 平成26年度協議会会計予算書（案）

別紙8. 平成26年度事業計画書（案）

総務委員会

| 平成26年度 事業計画の内容 | 予算額の明細 |
|--|--|
| 1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。 | 予算の計上無し |
| 2. 規約、規則、規定等の制定又は改正により、協議会運営の充実化と円滑化を図り、今後の協議会のあるべき方向性や問題点を検討する。 | 予算の計上無し |
| 3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。 | 予算の計上無し |
| 4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。 | 予算の計上無し |
| 5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次の事業を実施する。 | |
| (ア) 地域ビジョン実現のための講演会 年2回実施 1回は公民館との協働事業の予定 | 予算額 講演1回につき ① 講師謝礼 105,000円 ② 資料代(コピ一代) 50円×100人×2 10,000円 ③ 開催案内 10円×560部×2 11,200円 ④ 交通費等 50,000円 予算額合計 <u>176,200円</u> |
| (イ) (ウ) 他地域との交流を深め協議会活動充実のための研修 候補地 東近江市など | 全体予算の「研修費」で支出予定 (100,000円) (内訳) ① 交通費 (70,000円) ② 昼食代 (20,000円) ③ 雑費 (10,000円) |
| 6. 協議会全体の関係予算 1) 費用弁償費 2) 会議費 3) 研修費(協議会の委員会・部会での実施分) 4) 防犯防災費 (名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班) 5) 備品購入費 6) 事務費(コピー、事務経費) 7) 車両費 8) ビジョン新規事業用費用 9) 雑費 | 予算額合計 <u>300,000円</u> 予算額合計 <u>250,000円</u> 予算額合計 <u>200,000円</u> 予算額合計 <u>200,000円</u> 予算額合計 <u>400,000円</u> 予算額合計 <u>400,000円</u> 予算額合計 <u>200,000円</u> 予算額合計 <u>500,000円</u> 予算額合計 <u>50,000円</u> |

企画運営委員会

| 平成26年度の事業計画の内容 | 予算額の明細 |
|---|---|
| <p>1. 地域ビジョン推進及び、支援</p> <p>(1) 協働事業推進 プロジェクト事業間の情報収集と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業のコミュニティビジネス化の情報収集 　事例研究としての訪問視察と情報入手経費 (事例先訪問、資料入手等) ・ふれあい茶房の事業支援 ・子供たちと地域の絆づくり事業の推進 ・みどり環境整備保全事業 (桔梗が丘みどりの会) ・桔梗が丘住居表示設置事業 <p>(2) 平成27年度プロジェクト事業説明会と賛同者募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示設置事業の設置作業説明会 ・お助けセンター設置準備推進 ・ききょう農楽園事業 <p>2. “ほっとまち” フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業 プロジェクト事業と住民との対話による意見交換 ・各事業と自治連合協議会・自治連合会との意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン策定ワークショッピングメンバー ・各事業メンバー、協議会事業部会、自治連合会 各自治会・区よりのフリー参加 ・各事業進捗報告と自由参加によるほっとまちフォーラム ・年間2回開催予定 (参加予定者1回100人程度) ・プレゼン用資料作成費用等 | <p>予算額 50,000円</p> <p>予算額 100,000円</p> <p>予算額合計 <u>150,000円</u></p> |

広 報 委 員 会

| 平成26年度 事業計画の内容 | 予 算 額 の 明 紹 |
|---|---|
| <p>1. 広報全般における事業</p> <p>1) 広報及び広聴活動に関する事業</p> <p>① 自治連合協議会における広報活動への取組み</p> <p>② 広聴活動及び情報収集手法の向上に取り組む</p> <p>2. 事業年度内計画</p> <p>① 協議会における主要施策及び事業の広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ビジョンにおけるプロジェクト事業の取組み状況及びその内容等の紹介 <p>② 地域における自治会活動及び行政の重要施策に対する広報活動への取組み</p> <p>③ 常に広報の役割とその基本任務を認識し、地域住民の要望に応える活動を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報内容及び活動に対する住民の意見等の反映施策の検討 <p>1) 関連事業事項</p> <p>① 情報伝達及び情報の共有化状況の把握手法等の継続的取組み</p> <p>2) 「ききょう通信」の発行</p> <p>① 自治連合協議会における広報活動</p> <p>② 各戸配布による定期的な発行の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行月は、基本的に6. 8. 10. 1. 3月の年間5回とする <p>③ 紙面の編集構成のマンネリ化に注意し、創意と工夫を図り、広報の責務の遂行と広報レベルの向上に取り組む</p> <p>3) 「ホームページ」の適切な管理運営</p> <p>① 管理運営の遂行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新体制堅持し、広報の役務を果たす <p>② 更新は、月1回を基本として取り組む</p> <p>③ HPが地域住民より信頼される情報源としての位置づけの構築と確立に継続して取り組む</p> | <p style="text-align: right;">予算額 5, 000円</p> <p style="text-align: right;">予算額 317, 000円</p> <p style="text-align: right;">予算額 26, 000円</p> <p style="text-align: right;">予算額合計 <u>348, 000円</u></p> |

健 康 推 進 部 会

| 平成26年度事業計画の内容 | 予 算 額 の 明 細 |
|--|---|
| <p>1. 敬老の日の行事</p> <p>永年、社会の発展に貢献された高齢者のご苦労と長寿を祝い、高齢者自ら生活向上意欲を高めると共に地域のみんなが高齢者福祉と地域福祉に資することを目的とします。</p> <p>(内容) 1) 70歳と88歳の方に長寿記念品を贈呈 2) 70歳以上の方にお祝い品を配布する</p> <p>実施日 平成26年9月13日（土）</p> | <p>予算額（繰出金） 1,700,000円 (内訳)</p> <p>1) 長寿記念品 310人×2,000円 620,000円 2) 記念品 3,000人×350円 1,050,000円 3) 予備費 30,000円</p> |
| <p>2. ききょう健康まつり</p> <p>地域のみなさまに健康について再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。</p> <p>(内容) 1)歯医者さんの歯チェック 2)健康体操 3)高齢度チェック 4)骨チェック 5)名張バリバリ体操 6)スクエアステップ 7)栄養たっぷり食べ物商品bingo大会、等</p> <p>場 所 桔梗が丘公民館</p> <p>実施日 平成26年11月2日（日）</p> | <p>予算額（事業費） 220,000円 (内訳)</p> <p>1) 健康体操等の講師料 30,000円 2) 超音波骨密度測定器レンタル 40,000円 3) お手伝い昼食費 30,000円 4) ビンゴ大会景品 60,000円 5) 用紙、雑品、事務用品 50,000円 6) 予備費 10,000円</p> |
| <p>3. ニュースポーツ世代間交流大会</p> <p>スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を推進する。又、親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。</p> <p>(内容) 1) グラウンドゴルフ 2) クロリティー 3) カローリング 等</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校</p> <p>実施日 平成27年3月28日（土）</p> | <p>予算額（事業費） 50,000円 (内訳)</p> <p>1) 景品 30,000円 2) チラシ、ポスター等 15,000円 3) 予備費 5,000円</p> |
| <p>4. 体操会との協働事業</p> <p>桔梗が丘体操会（ラジオ体操）をより充実させるため協働事業及び夏休み小学生児童の参加を促すための皆勤賞・参加賞等への補助事業。</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校グランド他</p> | <p>予算額（事業費） 100,000円</p> <p>1) 桔梗が丘体操会との協働事業。 2) 夏休み小学生児童の皆勤賞、参加賞などの費用。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>実施日 3月1日～11月30日午前6時30分から</p> <p>5、ききょう健康講座</p> <p>生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促していく。</p> <p>1) ベルフラワー教室（まちの保健室の協力で実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> *メボリックシンドrome予防教室 *保健師・歯科衛生士による栄養指導 *講師による筋力アップ体操 *健康相談など行う <p>場 所 桔梗が丘南公民館</p> <p>実施日 1部は4月～9月、月2回合計12回 2部は10月～3月、月2回合計12回</p> <p>2) 楽しい健康つくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> *健康に関する講演を行う <p>場 所 桔梗が丘公民館</p> <p>実施日 平成26年9月27日（土）</p> <p>3)健康体操（リズム体操）を実施する</p> <p>場 所 桔梗が丘公民館</p> <p>年3回（7月、9月、11月）実施する</p> <p>4)広報紙を発行する（回覧）。</p> <ul style="list-style-type: none"> *健康に関する情報を記載する *月1回発行する。 <p>5)健康ウォーキング</p> <p>場 所 未定</p> <p>実施日 平成26年9月～11月実施</p> <p>6) 生活習慣病予防料理講座</p> <p>※生活習慣病を予防する料理の知識・実技講習</p> <p>場 所 桔梗が丘公民館</p> <p>実施日 7月・10月 年2回実施する</p> <p>6、市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する（肺がん、大腸がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん）</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校</p> <p>実施日 平成26年11月 中旬</p> | <p>予算額（事業費） 270,000円</p> <p>(内訳)</p> <p>1) ベルフラワー教室</p> <p>講師料 120,000円</p> <p>2) 楽しい健康つくり講座</p> <p>*健康に関する講演</p> <p>講演料、その他 10,000円</p> <p>諸経費（昼食代等） 10,000円</p> <p>3)健康体操（リズム体操）</p> <p>講師料 20,000円</p> <p>4) 広報誌</p> <p>用紙、印刷代 10,000円</p> <p>5)健康ウォーキング</p> <p>参加賞 10,000円</p> <p>参加者の交通費等 40,000円</p> <p>予備費 10,000円</p> <p>6) 生活習慣病予防料理講座 20,000円</p> <p>7) 諸雑費 20,000円</p> <p>予算額（事業費） 10,000円</p> <p>諸経費（印刷代等） 10,000円</p> <p style="text-align: right;"><u>予算額合計 2,350,000円</u></p> |
|--|--|

住民交流部会

| 平成26年度事業計画の内容 | 予算額の明細 |
|---|--|
| <p>1. 桔梗が丘夏まつり 子どもから大人まで地域住民が楽しみ、親睦を深める夏祭りを行う。 (期待する効果) • 地域住民の方々が模擬店や盆踊りに中心となって参加することにより、地域住民同士また祭りに来てくれる人たちとの交流をはかる。 • 高齢者の方々にも“ほっこ”出来る場所を提供し、地域の人たちが、子どもからお年寄りまで気軽に楽しく参加してもらえる祭にする。 • 他地域の人々に桔梗が丘の住民交流の様子を発信する。 • 実施予定日 平成26年8月23日（土） • 実施内容 ① 模擬店・フリーマーケット ② 盆踊り ③ 吹奏楽の演奏会 ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配付（300円）</p> <p>2. ハッピーニュイヤーききょうフェスタ 新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦をはかり、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していくこうとする意識を高める。 (期待する効果) • 正月をテーマにした行事に参加することにより、伝統的な行事を子どもたちが体験する。 • 子どもたちや近隣の人々が参加することにより地域住民同士の交流をはかり、共に住みよい地域つくりに参加していくこうとする意識を持つ。 • 実施日予定日 平成27年1月10日（土） ① ワークショップ ② 子ども向けイベント ③ お菓子屋台村 ④ 赤飯等の振る舞い • 実施日予定日 平成27年1月12日（月・祝） ⑤ どんど行事（2番町区どんど保存会の協力）</p> | <p>予算額 1,800,000円 (収入) 1) 繰出し金 900,000円 2) 協賛金 900,000円 (支出) 1) 事務経費 110,000円 2) 食料費 100,000円 3) 舞台照明費 700,000円 4) イベント費 10,000円 5) 広報費 90,000円 6) 警備費 180,000円 7) シャトルバス 110,000円 8) 縁日費 500,000円</p> <p>予算額 230,000円 (内訳) 1) ワークショップ 13,000円 2) 子ども向けイベント費 30,000円 3) 振る舞い費 37,000円 4) お菓子屋台村費 50,000円 5) どんど行事費 100,000円</p> <p>予算額合計 1,130,000円 ※協賛金を除く</p> |

教 育 文 化 部 会

| 平成26年度事業計画の内容 | 予 算 額 の 明 細 |
|---|---|
| 1. 桔' ずセミナー（第10回） 地域の子ども達が大人と共に学びながら触れ合うことを目的として開催。 1) 夏6講座4回実施：料理・科学・囲碁・手芸・太鼓・よさこいソーラン。 2) ききょう夏祭りに参加：太鼓・よさこいソーラン 3) 冬3講座1回実施：料理・科学・手芸 4) ききょうニューイヤーフェスタに協力参加：科学あそび | 予算額 310,000円 (内訳) 講師料 100,000円 講座補助 105,000円 反省会費 30,000円 事務費 20,000円 ボランティア交通費 35,000円 予備費 10,000円 年間会議費 10,000円 |
| 2 青少年が語る「こころの思い発表会」（第18回） 現代の子どものこころの思いを、作文発表を通じて地域の大人に理解していただく。 1) 実施日：桔梗が丘公民館展開催日 2) 発表者：桔梗内小・中学校各3人 3) 演奏者：桔梗が丘中学校音楽部 北中ウインドアンサンブル 4) 要約筆記の導入 | 予算額 167,000円 (内訳) 参加賞 35,000円 音楽部の経費 72,000円 冊子・プログラム 25,000円 要約筆記 25,000円 予備費 10,000円 |
| 3 ふるさと歴史ハイキング（第18回） 地域の大人と子どもが交流を図りながら、地域の歴史を学びふるさとを愛する心を育てる。 1) 実施日：11月8日（土） 2) 内容：ふるさとの歴史建造物や、遺跡を散策 | 予算額 40,000円 (内訳) 交通費補助 20,000円 見学料金 20,000円 |
| 4 私の1冊文庫 1) 桔梗が丘サロンに於いて運営する。原則として毎月第3土曜日に開催し、ボランティアによる本の読み聞かせ事業。 2) 「絵本とみんなと遊ぼう」開催予定(7/21～7/26) | 予算額 16,000円 (活動及び、運営費) |
| | 予算額合計 <u>533,000円</u> |

生 活 安 全 部 会

| 平成26年度事業計画の内容 | 予算額の明細 |
|--|--|
| 1. 普通救命講習会 1) 開催回数 : 年度内2回(10月、3月)。 2) 開催場所 : 名張市消防庁舎内 2階。 3) 参加者数 : 1回20人 合計40人。担当者4人。 4) 講習内容 : ①止血法 ②異物除去法 ③心肺蘇生法 ④AED取扱法 | 予算額 1,000円 |
| 2. 防犯パトロールの実施 桔梗が丘防犯パトロール隊 1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車 2台 2) 実施要領 : 月4回、1回 約1時間 桔梗が丘地区内を3コースに分け、2台の車に隊員6人が分乗して、それぞれのコースを巡回する。 (毎月5日、15日、20日、25日) | 予算額 54,000円 ・ガソリン代 12,000円 ・活動費 41,000円 ・保険料 1,000円 |
| 3. 命の笛贈呈 1) 平成27年4月、地区内の3小学校の新入児童等に贈呈する。 | 予算額 15,000円 |
| 4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊 1) 防災訓練の実施 各地区において、年1回は実施することにより、住民の防災意識の高揚を図る。 | |
| 5. 桔梗が丘の危険箇所等の解消・改善 取り組みを促進 | |
| 6. 環境ねっとプロジェクト 住居表示設置事業を協働で推進する。 1) 街区表示板の電柱設置 2) 町内表示板の街角設置 3) 住居表示板の設置 | 予算額合計 <u>70,000円</u> |

快適環境部会

| 平成26年度事業計画の内容 | 予算額の明細 |
|--|--------------------------|
| <p>1. 地球温暖化対策事業（緑のカーテン事業） 4月29日（火・祝）に希望する所帯（各2株）にゴーヤ苗を配布し、節電や地球温暖化対策として植栽を奨励する。（600所帯配布）</p> | 予算額 258,500円 |
| <p>2. 地域環境保全啓発事業 シャッククリ川でのホタル観賞会や10号公園でのバードウォッチング、公園を巡るハイキングを通じて地域の自然や住環境を知り、自然を楽しむだけでなく環境をいかに保全し守ることが大切かを知る。 (事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタル観賞会 平成26年6月14日（土） ・バード・ウォッチング 平成27年1月17日（土）実施 ・地域・近隣公園を巡るハイキング 平成26年11月実施予定 | 予算額 27,000円 |
| <p>3. 桔梗が丘クリーン大作戦 名張市クリーン大作戦2014に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を奨励する。</p> <p>平成26年6月1日（日）</p> | 予算額 110,000円 |
| | 予算額合計 <u>395,500円</u> |

地 域 福 祉 部 会

| 平成26年度事業計画の内容 | 予算額の明細 |
|---|----------------------------|
| 1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動 毎月1回地区の民生委員が「陽だまり」を携え訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。 | 予算額 30,000円 「陽だまり」印刷費 |
| 2. 年末友愛訪問 ・75歳以上の1人暮らし世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯 ・特に見守りの必要な世帯へ、友愛品（プレゼン）を持参で訪問。 | 予算額 220,000円 (友愛品購入費) |
| 3. 高齢者のつどいの実施 ・80歳以上の高齢者と親睦と交流を図るため開催 ・実施時期：平成26年5月25日（予定） ・参加予定者：約160名 | 予算額 210,000円 |
| 4. いきいきサロンの実施 ・地域内14箇所の小地域で、高齢者同士が近隣の絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくりや絆づくりをする機会とする。 ・実施 各サロンの年間計画に基づく。 ・年間参加者目標 1,700人 | 予算額 510,000円 |
| 5. グループホーム交流会 ・地域内の7箇所のグループホームとの交流会を、年1回実施。 | 予算額 60,000円 |
| 6. 赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場 ・未就園児とその親のつどいを、公民館講堂で、毎月第3火曜日に実施する。 | 予算額 50,000円 |
| 7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業「いこい」「友一友」の2団体。 | 予算額 60,000円 |
| 8. 桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。 お助けセンター設置事業 | 予算額合計 <u>1,140,000円</u> |

別紙9. 平成26年度協議会会計予算書（案）

平成26年度協議会会計予算書(案)

収入の部

(単位：円)

| 項 | 目 | 前年度予算額 | 前年度決算額 | 26年度予算額 | 前年予算比較 | 備考 |
|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|-------------|
| 1 会費 | 会 費 | 1,000,000 | 1,003,000 | 1,000,000 | 0 | 地区会費 |
| 2 交付金 | 1名張市交付金基本額 | 4,858,000 | 4,858,000 | 4,875,000 | 17,000 | ゆめづくり交付金 |
| | 2〃(加算額) | 5,116,000 | 5,116,000 | 5,109,600 | △ 6,400 | コミュニティ活動費 |
| | 3〃(特別交付金) | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 0 | 地域調整額 |
| | 4〃(人件費) | 4,700,000 | 4,700,000 | 4,700,000 | 0 | |
| | 5市社協交付金 | 630,000 | 616,820 | 630,000 | 0 | 名張市社会福祉協議会 |
| | 小 計 | 15,604,000 | 15,590,820 | 15,614,600 | 10,600 | |
| 3 搬助金 | 市社協搬助金 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 0 | いきいきサロン |
| 4 報償費収入 | 報償費収入 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| 5 雑収入 | 雑入 | 20,000 | 152,142 | 20,000 | 0 | 普通預金利息等 |
| 6 負担金 | | 4,700,000 | 4,700,000 | 4,700,000 | 0 | 公民館事務人件費負担金 |
| 7 繰越金 | 前期繰越金 | 2,251,388 | 2,251,388 | 1,897,398 | △ 353,990 | |
| 合 計 | | 23,925,388 | 24,047,350 | 23,581,998 | △ 343,390 | |

支出の部

(単位：円)

| 項 | 目 | 前年度予算額 | 前年度決算額 | 26年度予算額 | 比 較 | 備考 |
|--------------|-------------|------------|------------|------------|-----------|--------------------------|
| 1 人件費 | 1 給与・手当 | 8,541,125 | 8,425,875 | 8,600,000 | 58,875 | |
| | 2 報酬 | 720,000 | 720,000 | 720,000 | 0 | 館長報酬 |
| | 3 社会保険料 | 80,000 | 75,444 | 80,000 | 0 | |
| | 小 計 | 9,341,125 | 9,221,319 | 9,400,000 | 58,875 | |
| 2 総務費 | 1 事業費 | 176,200 | 58,000 | 176,200 | 0 | 講師謝礼・資料代 |
| | 2 費用弁償費 | 400,000 | 182,800 | 300,000 | △ 100,000 | 費用弁償費 |
| | 3 会議費 | 250,000 | 249,411 | 250,000 | 0 | 総会資料印刷費 |
| | 4 研修費 | 300,000 | 159,825 | 200,000 | △ 100,000 | 各種研修費 |
| | 5 防犯防災費 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 0 | 桔梗消防班 |
| | 6 備品購入費 | 500,000 | 192,750 | 400,000 | △ 100,000 | |
| | 7 事務費 | 400,000 | 392,287 | 400,000 | 0 | コピー 印刷費 事務経費 |
| | 8 車両費 | 0 | 0 | 200,000 | 200,000 | |
| | 9 ビジョン新規事業費 | 500,000 | 192,432 | 500,000 | 0 | |
| | 10 雑費 | 50,000 | 44,850 | 50,000 | 0 | |
| | 小 計 | 2,776,200 | 1,672,355 | 2,676,200 | △ 100,000 | |
| 3 企画運営費 | 事業費 | 300,000 | 126,814 | 150,000 | △ 150,000 | 地域ビジョンプロジェクト推進パンフレット作成配布 |
| 4 広報費 | 事業費 | 320,000 | 314,630 | 348,000 | 28,000 | ききょう通信 ホームページ管理 |
| 5 健康推進費 | 1 事業費 | 580,000 | 571,590 | 650,000 | 70,000 | 健康まつり 健康講座 |
| | 2 繰出金 | 1,700,000 | 1,651,987 | 1,700,000 | 0 | 敬老の日行事 |
| | 小 計 | 2,280,000 | 2,223,577 | 2,350,000 | 70,000 | |
| 6 住民交流費 | 1 事業費 | 230,000 | 219,199 | 230,000 | 0 | ハッピーニューアイヤーフェスタ・どんど |
| | 2 繰出金 | 900,000 | 804,619 | 900,000 | 0 | 桔梗が丘夏まつり |
| | 小 計 | 1,130,000 | 1,023,818 | 1,130,000 | 0 | |
| 7 教育文化費 | 事業費 | 519,000 | 502,127 | 533,000 | 14,000 | 桔'ずセミナー・こころの思い発表会 |
| 8 生活安全費 | 事業費 | 180,000 | 157,709 | 70,000 | △ 110,000 | 防犯パトロール・命の笛 |
| 9 快適環境費 | 事業費 | 453,500 | 401,547 | 395,500 | △ 58,000 | 地球温暖化防止対策・クリーン大作戦 |
| 10 地域福祉費 | 事業費 | 1,140,000 | 1,040,056 | 1,140,000 | 0 | いきいきサロン・高齢者のつどい |
| 11 積立金 | 車両買換積立金 | 200,000 | 200,000 | 100,000 | △ 100,000 | |
| 12 コミュニティ活動費 | | 5,116,000 | 5,116,000 | 5,109,600 | △ 6,400 | |
| 13 報償費 | | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| 次 期 繰 越 金 | | 19,563 | 1,897,398 | 29,698 | 10,135 | |
| 合 計 | | 23,925,388 | 24,047,350 | 23,581,998 | △ 353,525 | |

※ 予算の流用は、会計処理規程第20条の規定によるものとする。

議案第7号 平成26年度ほっとまちプロジェクト事業計画（案）及び、特別会計予算（案）の承認について

平成26年度のほっとまちプロジェクト事業計画（案）及び、特別会計予算（案）について、次の通り定めます。

1. ほっとまち茶房「ききょう」事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境整備保全事業
4. 住居表示設置事業
5. 桔梗が丘農楽園事業
6. 「お助けセンター」設立準備プロジェクト

1. ほっとまち茶房「ききょう」事業計画（案）

桔梗が丘公民館ロビーに昨年10月2日開設したコミュニティカフェ「ほっとまち茶房ききょう」の運営は、半年の実績を踏まえ、独立採算制の確保ができる見通しが立ちました。

平成26年度は、利用者の声を聴いて「おもてなし」の精神でより良い運営に努めるとともに、新たなイベント等を導入し、ふれあい交流の場としてほっと一息くつろいでもらえる居場所づくりを進めます。

・平成26年度の主な取り組み

- 歌声喫茶（ミニコンサート）の開催
音楽関係のサークル団体との共催で歌声喫茶を定期的に行います。
- 公民館サークル団体の作品展示
現在、作品展示コーナーを設けて、絵画、写真等を展示し、出品者の展示希望が続いている好評を得ています。26年度は、陶芸、手芸等の作品展示もできるようにしていきます。
- 日曜日開店に向けての試行
現在、毎週火曜日～土曜日の開店であり、日曜日の開店を希望する声があります。日曜日の開店を試行し、利用状況等をみて開店するかどうかを決定します。

2. 子どもたちと地域の絆づくり事業計画（案）

平成25年度に発足した「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」主催の3校合同事業として、初年度同様「通学路花いっぱい運動」に取り組むこととする。1年目は苗を購入したが、2年目は自分たちで播種から育苗までを行い、ノウハウを蓄積するとともに、このプロセス自体を絆づくりに繋げることを狙いとする。

また、「放課後子ども教室」事業の委託を申請し、自治連合協議会の各部会とも連携した企画を立案し、なお一層子どもたちと地域の絆が深まるよう事業推進を図りたい。

さらに、各小学校区においては、今までの経験とそれぞれの特色に沿った事業を企画・展開することとする。

本年度は、事業経費を賄うため「放課後子ども教室」事業助成金の申請を行い、認められた。

以上の2事業は特別予算の計上はありません。

3. みどり環境整備保全事業計画（案）

桔梗が丘地内には、10号公園、11号公園（鳴滝公園）、西5号公園（野鳥公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、豊かな自然と緑は、桔梗が丘のまちづくりにかけがえのないものとなっている。しかし、面積も広く名張市の管理だけでは充分いきとどいていないのが現状である。

そこで、桔梗が丘地域住民を中心として、名張市だけではできないこういった自然緑地のきめ細やかな管理を行う組織を立ち上げ、恵まれた自然環境の整備を進める目的とするものである。

（1）桔梗が丘みどりの会の設立

桔梗が丘自治連合協議会のプロジェクト事業の組織として、平成26年度において「桔梗が丘みどりの会準備会」を「桔梗が丘みどりの会」として移行設立し、みどり環境整備保全事業の実施主体とする。

（2）桔梗が丘地内の近隣公園及び緑地の整備保全の実施

① 平成26年度名張市ゆめづくり協働事業の採択を受け、「桔梗が丘みどりの会」をハード、ソフト両面から充実させる。

② 10号公園、鳴滝公園、野鳥公園等の近隣公園及び緑地の整備保全を名張市と連携して進める。また、今後、これらの近隣公園及び緑地の管理について、名張市から事業委託を受けることについて検討を進める。

・平成26年度特別会計予算（案）みどり環境整備保全事業

（収入の部）

（単位：円）

| 区分 | 予算額 | 摘要 |
|-----------------|-----------|-------------|
| 名張市ゆめづくり協働事業交付金 | 900,000 | 名張市交付金 |
| 自治連合協議会負担金 | 100,000 | 桔梗が丘自治連合協議会 |
| 合計 | 1,000,000 | |

（支出の部）

（単位：円）

| 区分 | 予算額 | 摘要 |
|----------|-----------|--------------|
| 報償費 | 80,000 | 研修会及びイベント講師謝 |
| 消耗品費 | 50,000 | 事務用品・作業用品等 |
| 印刷製本費 | 10,000 | 資料等印刷 |
| 使用料及び賃借料 | 50,000 | 機材・車両レンタル等 |
| 備品購入費 | 690,000 | 機材購入 |
| 保険料 | 80,000 | スタッフ傷害保険 |
| 燃料費 | 40,000 | 機材・車両に係る燃料費等 |
| 合計 | 1,000,000 | |

4. 住居表示設置事業計画（案）

平成26年度名張市ゆめづくり協働事業の承認を受け、下記の住居表示板設置事業を行う。

本事業は、平成27年3月までに完了するよう行う。

設置にあたっては事業予算の範囲で行い、表示板数量で予算調整を行うようとする。

街区表示板、町内表示板は、平成26年9月に平成27年度継続事業計画検討も合わせて行う。

(1) 街区表示板の電柱設置

設置計画に基づき 24 区、4 本平均、計 100 本程度を重点場所に設置を予定する。

街区表示板取り付けの電柱管理会社（中部電力、NTT）に申請手続きを行い、承認を得る。

電柱管理会社への申請は、8 月頃を予定。それまでに予算確認し場所、本数を決定する。

(2) 町内表示板の街角設置

各区長に地区内、埠、フェンスに今年度は、各区内で 6 カ所程度とする。ただし予算により数量の減少もある。プロジェクトチームで設置優先順位を調整する。

(3) 住居表示板の設置

- ① 各区長にそれぞれの住居番号一覧表を配布する。
- ② 上記により住居番号表示板の配布番号を各区長から照会してもらう。
- ③ 照会をもらった住居番号に基付き製作を手配する。
- ④ 住居表示板の両面接着テープを貼り付け 各住居へ配布する。
- ⑤ 設置は、時期も含め各住居にお任せする。

・平成 26 年度特別会計予算（案）住居表示設置事業

（収入の部）

（単位：円）

| 区分 | 予算額 | 摘要 |
|-----------------|-------------|-------------|
| 名張市ゆめづくり協働事業交付金 | 1, 350, 000 | 名張市交付金 |
| 自治連合協議会負担金 | 150, 000 | 桔梗が丘自治連合協議会 |
| 合 計 | 1, 500, 000 | |

（支出の部）

（単位：円）

| 区分 | 予算額 | 摘要 |
|------------------------------|-------------|----------------------------|
| 街区表示板、町内表示板、住居番号表示板、取り付け補助材料 | 1, 260, 000 | スリーエム技研株式会社 平和製罐株式会社を選択 |
| 消耗品、雑材料費(番線、工具損料) | 30, 000 | |
| 表示板取り付け、申請、弁償費 | 80, 000 | 1 か所 200 円、 |
| 事務経費 | 50, 000 | 印刷費用、プレゼン費用 |
| その他雑費 | 80, 000 | 広報費 |
| 合 計 | 1, 500, 000 | |

5. 桔梗が丘農楽園事業計画（案）

桔梗が丘農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づくりの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、事業を立ち上げました。事業場所は桔梗が丘西 4 番町地内、桔梗が丘中学校第 2 グランド東側 約 3000 m²です。

・平成 26 年度の事業予定

- ① 平成 25 年度に既に開墾した耕作地 300 m²への農作物の植え付け、管理。
- ② 現在の耕作地の隣地の 300 m²の開墾。
- ③ 重機、機材、鍬等の備品の格納場所の確保、水の確保。

・平成26年度特別会計予算（案）桔梗が丘農楽園事業

収入の部

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 適要 |
|-----------------|---------|----|
| 名張市ゆめづくり協働事業交付金 | 540,000 | |
| 自治連合協議会負担金 | 60,000 | |
| 合 計 | 600,000 | |

支出の部

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 摘要 |
|-------|---------|------|
| 工事費 | 400,000 | 土地改良 |
| 備品購入費 | 200,000 | 農耕機具 |
| 合 計 | 600,000 | |

6. 「お助けセンター設立準備プロジェクト」事業計画（案）

地域ビジョンプロジェクト事業のひとつ、「何でも屋お助けセンター」の創設にむけて、平成25年10月に立ち上げた設立準備プロジェクトが、本格的に活動を始めます。

名称を簡略化して「お助けセンター」設立準備プロジェクトとし、南公民館に事務所を設置し、6月から試験運用を開始します。

活動支援メンバーを公募し、行政関連部署、各関係団体（民生児童委員協議会、社会福祉協議会、まちの保健室、配食サービスボランティア組織等）の協力を得ながら、試験運用期間中、ニーズ調査を始め、必要関連情報を収集し、しくみや運用の基準を制定して、平成27年度の本格始動を目指します。

・平成26年度の主な取り組み

- ◎6月試験運用開始
- ◎試験運用を通じてのニーズ調査
- ◎分科会 給配食サービス体制の検討チーム推進
移送、搬送サービス体制 の検討チーム立ち上げ
- ◎平成27年度本格的運用体制整備

・平成26年度の收支予算

(事業実施へ移行するまでの予算)

収入の部

名張市補助金 750,000 円

(名張市要援護者等日常生活支援事業補助金)

合 計 750,000 円

支出の部

開設費 300,000 円

運営経費（含む調査費） 400,000 円

予備費 50,000 円

合 計 750,000 円

議案第8号 平成26年度公民館事業計画（案）及び、公民館会計予算（案）の承認について

平成26年度の公民館事業計画案及び、会計予算案を別紙のとおり定めます。

公民館の管理運営については、平成18年9月から実施の指定管理者制度のもとで効率的な運営に努めておりますが、今年度も当該制度を充分に生かした管理運営を行ってまいります。

別紙10. 平成26年度公民館事業計画書（案）

別紙11. 平成26年度公民館会計予算書（案）

別紙10. 平成26年度公民館事業計画（案）桔梗が丘公民館・南公民館

学級・教室

(参加者数は延べ人数)

| 学級・教室の名称 | 開設数 | 参加者数 | 主たる学習目標・内容 | 区分 |
|--------------------|-------|------|--|-----------------|
| サイエンスメイト “スカラベ” | 年間6回 | 180名 | 親子でふれ合いながら、科学工作や遊び等を通じて、仲間づくりをする。 | 教養の向上 社会連帯意識 |
| ロビー歌声広場 | 年間24回 | 480名 | 地域住民の交流の場として、懐かしい歌を通じて、仲間づくり、健康づくりを図る。 | 趣味、社会連帯意識 |
| “農”を楽しむ | 年間24回 | 480名 | 土地の改良して、よりよい野菜の栽培等、農業を通じて仲間作りをする。 | 市民意識 社会連帯意識 |
| しめ縄づくり教室 | 年間1回 | 30名 | お正月用のしめ縄を自分の手でつくる。 | 趣味・けいこ事 |
| ストレッチ・桔公 | 年間24回 | 960名 | 健康で柔軟なからだ作りを通じて、地域住民の交流を図る。 | 体育、レクリエーション |
| シニアクラス✿ | 年間7回 | 210名 | 地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を提供する。 | 市民、社会連帯意識 |
| そばうち教室 | 年間1回 | 12名 | 休日開催を前提に普段参加出来ない方にも参加していただき、幅広い交流を図る。 | 趣味、けいこ事 |
| 絵手紙教室 | 年間12回 | 180名 | 絵手紙を通じて、地域住民の交流を図る。 | 趣味、けいこ事 |
| 韓国語を学ぶ教室 | 年間22回 | 330名 | ハングル語のを通して、韓国文化に触れる。 | 教養、社会連帯意識 |
| パソコン教室 | 年間8回 | 80名 | 中級者を対象に、もっと見栄えの良い文章の作成やワードを使いこなすレベル。 | 趣味・けいこ事 |
| フラダンス教室 | 年間24回 | 480名 | フラダンスを通じて、健康な体づくりと地域住民の交流を図る。 | 趣味・けいこ事 |
| 料理教室 | 年間3回 | 48名 | 季節の料理をつくりながら、交流を図って貰う。 | 趣味・けいこ事 |

講 座

| 講座の名称 | 開催数 | 参加者数 | 主たる内容 |
|--------------------------------|------|------|---|
| 桔梗が丘 公開連続講座 (再発見！日本のこころ) | 年間6回 | 500名 | 5/11 講師 齊藤英喜 これまで知らなかつた古事記の魅力 6/8 講師 河原徳子 群読して、日本語の魅力を楽しむ 8/3 講師 旭堂南陽 親子で楽しむ怪談 8/8～18 熊野古道スケッチギャラリー展 11/9 講師 佐藤浩司 雅楽の解説と雅楽公演 12/6 講師 吉岡幸雄 日本の伝統色 |

行 事

| | | | |
|----------|------|------|--|
| ロビーコンサート | 随時 | 300名 | 色々なジャンルの方のコンサートを開催。 (例) 箏曲、ハーモニカ、女性コーラス、ギター演奏等。 |
| プチコンサート | 年間1回 | 200名 | 市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。 |
| 画鑑賞会 | 年間5回 | 200名 | 大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。 |

別紙11. 平成26年度公民館会計予算書(案)

平成26年度公民館会計予算書(案)

収入の部

(単位:円)

| 項 | 目 | 前年度予算額 | 前年度決算額 | 26年度予算額 | 前年予算比較 | 備考 |
|---------|----------|------------|------------|------------|-------------|---------------|
| 1 指定管理料 | | 9,898,000 | 9,898,000 | 9,973,000 | 75,000 | |
| 2 利用料 | 1 公民館使用料 | 3,250,000 | 3,337,070 | 3,350,000 | 100,000 | |
| | 2 コピー使用料 | 750,000 | 816,692 | 800,000 | 50,000 | |
| | 小計 | 4,000,000 | 4,153,762 | 4,150,000 | 150,000 | |
| 3 その他収入 | 雑収入 | 50,000 | 63,700 | 50,000 | 0 | 自販機電気代 普通預金利息 |
| 4 繰越金 | 前期繰越金 | 3,005,436 | 3,005,436 | 1,418,654 | △ 1,586,782 | |
| 合計 | | 16,953,436 | 17,120,898 | 15,591,654 | △ 1,361,782 | |

支出の部

(単位:単価) 円

| 項 | 目 | 前年度予算額 | 前年度決算額 | 26年度予算額 | 比 較 | |
|-------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------------|
| 1 管理費 | 1 消耗品費 | 620,000 | 518,939 | 500,000 | △ 120,000 | 事務用品・消耗品・雑品費 |
| | 2 燃料費 | 10,000 | 3,978 | 10,000 | 0 | |
| | 3 光熱水費 | 3,340,000 | 3,551,996 | 3,500,000 | 160,000 | 電気・ガス・上下水道費 |
| | 4 修繕料 | 490,000 | 433,590 | 430,000 | △ 60,000 | |
| | 5 電話料 | 170,000 | 165,946 | 170,000 | 0 | |
| | 6 委託手数料 | 2,300,000 | 2,295,096 | 2,300,000 | 0 | 夜間・清掃 |
| | 7 備品購入費 | 1,180,000 | 976,066 | 700,000 | △ 480,000 | |
| | 8 使用料及び賃借料 | 848,000 | 812,981 | 830,000 | △ 18,000 | コピー・印刷・大判印刷・リース料等 |
| | 9 車両費 | 200,000 | 154,308 | 200,000 | 0 | ガソリン・自動車保険料 |
| | 小計 | 9,158,000 | 8,912,900 | 8,640,000 | △ 518,000 | |
| 2 運営費 | 1 報償費 | 600,000 | 565,000 | 600,000 | 0 | 講師料 |
| | 2 旅費 | 20,000 | 5,413 | 20,000 | 0 | 出張旅費 |
| | 3 印刷製本費 | 120,000 | 111,719 | 100,000 | △ 20,000 | 情報誌印刷代 |
| | 4 郵便料 | 90,000 | 77,270 | 90,000 | 0 | はがき・切手代等 |
| | 5 事業費 | 1,300,000 | 987,702 | 1,000,000 | △ 300,000 | 連続講座・主催講座・公民館展 |
| | 6 雑費 | 30,000 | 6,240 | 30,000 | 0 | 自動車税 |
| | 小計 | 2,160,000 | 1,753,344 | 1,840,000 | △ 320,000 | |
| 3 負担金 | 人件費負担金 | 4,700,000 | 4,700,000 | 4,700,000 | 0 | 公民館事務人件費負担金 |
| 4 積立金 | 1 周年事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 2 設備備品 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 3 車両購入 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 5 その他 | 1 消費税 | 332,000 | 336,000 | 407,000 | 75,000 | |
| | 2 予備費 | 200,000 | 0 | 0 | △ 200,000 | |
| 次期繰越金 | | 403,436 | 1,418,654 | 4,654 | △ 398,782 | |
| 合計 | | 16,953,436 | 17,120,898 | 15,591,654 | △ 1,361,782 | |

参考資料

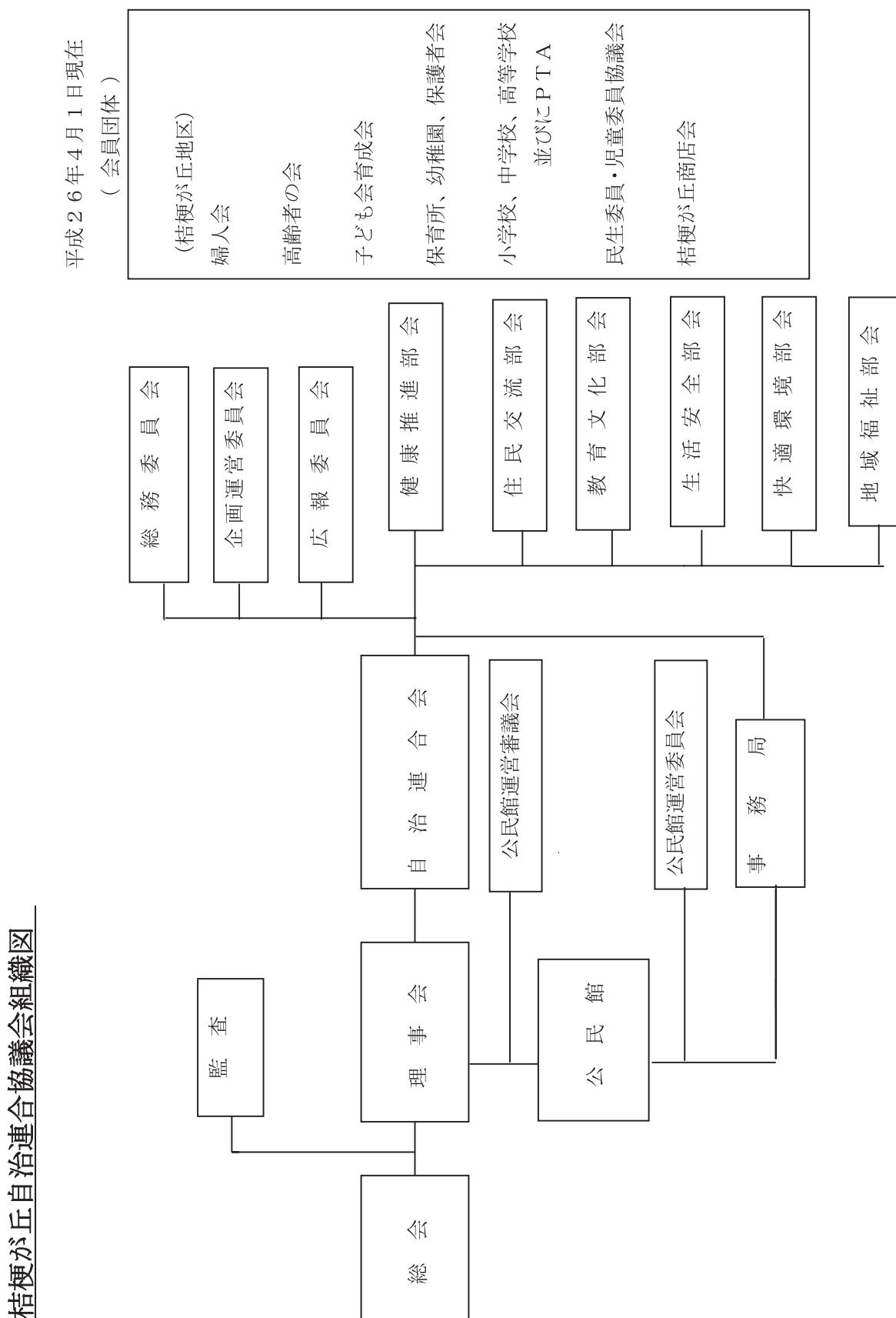
資料1. 桔梗が丘自治連合協議会組織図

資料2. 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿（理事・監事、自治会長・区長、評議員、）

資料3. 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

- ・桔梗が丘自治連合協議会規約
- ・桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則
- ・会計処理規程
- ・公民館管理運営規程

資料1. 桔梗が丘自治連合協議会組織図



資料2. 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

理事・監事

| | 役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-----|-------|-----------------------------|
| 1 | 会 長 | 辻森 保藏 | 自治連合会代表幹事 |
| 2 | 副会長 | 大垣 孝彦 | 総務委員長 |
| 3 | 副会長 | 上田 博 | 自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事 |
| 4 | 理 事 | 河合 進 | 自治連合会第1ブロック幹事 |
| 5 | " | 増田 清賢 | 自治連合会第2ブロック幹事 |
| 6 | " | 鈴木 健一 | 自治連合会第4ブロック幹事 |
| 7 | " | 阪本 忠士 | 企画運営委員長 |
| 8 | " | 北森 義次 | 広報委員長 |
| 9 | " | 西宮 剛志 | 健康推進部会長 |
| 10 | " | 廣岡 貞之 | 住民交流部会長 |
| 11 | " | 竹原 啓子 | 教育文化部会長 |
| 12 | " | 吉野 孝司 | 生活安全部会長 |
| 13 | " | 加納 康嗣 | 快適環境部会長 |
| 14 | " | 上島 芳子 | 地域福祉部会長 |
| 15 | " | 中村 満 | 桔梗が丘公民館長・ 桔梗が丘南公民館長 |
| 16 | " | 山中 晃 | 事務局長 |
| 17 | " | 松村 熱 | 事務局次長 |
| 18 | 監 事 | 福森 讓 | |
| 19 | " | 植野 正信 | |

自治会長・区長

評議員

| 氏名 | 自治会・区名 | 氏名 | 選出団体 |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 辻 森 保 藏 | 1番町区 | 辻 本 幸 三 | 1番町区 |
| 野 中 康 弘 | 2番町第1区 | 吉 谷 昌 亮 | 2番町第1区 |
| 河 合 進 | 2番町第2区自治会 | 稻 垣 忠 英 | 2番町第2区自治会 |
| 中 村 宣 利 | 2番町第3区自治会 | 大 平 清 明 | 2番町第3区自治会 |
| 清 滝 勇 人 | 3番町自治会 | 中 川 健 | 3番町自治会 |
| 鈴 木 巍 | 4番町区自治会 | 塚 口 陽 子 | 4番町区自治会 |
| 上 田 博 | 5番町第1区 | 繁 田 邦 明 | 5番町第1区 |
| 北 森 輝 夫 | 5番町第2区 | 木 原 宏 | 5番町第2区 |
| 山 口 晴 雄 | 5番町第3区 | 渡 辺 保 | 5番町第3区 |
| 野 邊 薫 | 6番町区 | 角 田 久 光 | 6番町区 |
| 角 谷 憲 一 | 7番町1区自治会 | 高 藤 隆 | 7番町1区自治会 |
| 石 川 勝 | 7番町2区自治会 | 楓 井 千 秋 | 7番町2区自治会 |
| 増 田 清 賢 | 8番町1区自治会 | 池 本 仁 志 | 8番町1区自治会 |
| 武 仲 元 男 | 8番町2区自治会 | 武 仲 生 子 | 8番町2区自治会 |
| 猪 原 佐 平 | 南第1区 | 皿 海 覚 | 南第1区 |
| 中 谷 一 仁 | 南第2区 | 松 尾 政 則 | 南第2区 |
| 佐 田 勝 彦 | 南第3区 | 西 幸 雄 | 南第3区 |
| 南 浦 定 敏 | 西1番町自治会 | 濱 野 博 臣 | 西1番町自治会 |
| 岡 田 司 | 西2番町自治会 | 大 北 浩 司 | 西2番町自治会 |
| 森 中 庸 祐 | 西3番町自治会 | 川 上 郁 夫 | 西3番町自治会 |
| 齊 藤 道 夫 | 西4番町自治会 | 向 俊 男 | 西4番町自治会 |
| 野 田 昭 | 西5番町自治会 | 土 井 秀 則 | 西5番町自治会 |
| 小 阿 見 紀 夫 | 西6番町自治会 | 西 口 謙 二 | 西6番町自治会 |
| 鈴 木 健 一 | 西7番町自治会 | 頼 廣 穎 孝 | 西7番町自治会 |
| | | 菊 山 明 子 | 3番町婦人会 |
| | | 仁 科 昌 之 | 老人クラブ協議会 |
| | | 川 口 力 | 子ども会連合会 |
| | | | 保育所・幼稚園 |
| | | 北 富 愛 子 | 小・中学校（PTA） |
| | | 辻 森 美 知 子 | 民児協 |
| | | 村 田 憲 子 | 民児協 |
| | | 丹 羽 淳 子 | 民児協 |
| | | 多 賀 猪 佐 美 | 桔梗が丘商店会 |
| | | 吉 村 末 好 | 健康推進部会 |
| | | 森 川 健 一 | 住民交流部会 |
| | | 岸 本 重 郎 | 教育文化部会 |
| | | 堀 口 茂 義 | 生活安全部会 |
| | | 奥 中 勝 也 | 快適環境部会 |
| | | 梅 本 久 子 | 地域福祉部会 |

資料3. 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

桔梗が丘自治連合協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘公民館内に置く。

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

(目 的)

第3条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事 業)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。
- (3) 高齢者の生きがいづくりに関する事業
- (4) 青少年の健全育成に関する事業。

- (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
- (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。

2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき
桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決す
るため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめた地域ビジョンの策定に努めるものとする。

(会員)

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業
活動する事業所で構成する。

2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
- (2) 桔梗が丘地区婦人会
- (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
- (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
- (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
- (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
- (7) 桔梗が丘地区民生委員・児童委員協議会
- (8) 桔梗が丘商店会

3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協
議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項
の構成団体又は事業所とすることができます。

(会員の役割)

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極
的な参加などを通じて、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

(定 数)

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

(1) 桔梗が丘自治会又は区 24名

(2) 事業部会 6名

(3) 団体等 10名以内

(役 割)

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。

2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選 出)

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

(任 期)

第12条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第17条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日の5日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第19条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第20条 議長及び副議長の任期は、第12条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第21条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第10条第2項について、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 23 条第 3 号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の 3 分の 2 以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第 17 条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
- (2) 監事の承認に関する事項
- (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 每事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第 25 条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第 3 章 理事及び理事会

第 1 節 理 事

(定 数)

第 26 条 理事の定数は 20 名以内とする。

(理 事)

第 27 条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び 4 ブロック選出の幹事
- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘公民館長
- (7) 事務局長、事務局次長。

(役 職)

第 28 条 協議会は、会長 1 名及び副会長 2 名以内を置く。

(選 出)

第 29 条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任 期)

第 30 条 理事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役 割)

第 31 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第 2 節 理事会

(構成と役割)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招 集)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第36条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項
- (4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第37条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第4章 自治連合会

(構成と役割)

第38条 協議会に自治連合会（以下「連合会」という。）を置き、区長又は自治会長（以下「区長等」という）をもって構成する。

2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。

3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹 事)

第 39 条 連合会に、代表幹事 1 名、副代表幹事 1 名及び幹事 3 名を置く。

(選 出)

第 40 条 桔梗が丘 24 区を施行規則に定める 4 ブロックに分けるものとする。

2 幹事の選出は、前項に定める 4 ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招 集)

第 41 条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第 42 条 連合会は、区長等の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第 43 条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 44 条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会への付託事項
- (2) 連合会の活動方針に関する事項
- (3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項
- (4) 委員会に対する要請に関する事項
- (5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項
- (6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第 45 条 桔梗が丘 24 地区の区又は自治会（以下「自治会等」という。）は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

第 46 条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 47 条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構 成)

第 48 条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役 職)

第 49 条 委員会に、委員長、副委員長各 1 名を置く。

(選 出)

第 50 条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任 期)

第 51 条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役 割)

第 52 条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招 集)

第 53 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第 54 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 55 条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(設 置)

第 56 条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第 6 章 事業部会

(事業部会)

第 57 条 協議会に第 5 条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の 6 事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構 成)

第 58 条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役 職)

第 59 条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選 出)

第 60 条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任 期)

第 61 条 部会長及び副部会長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役 割)

第 62 条 事業部会は、第 5 条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び

理事会の協力のもと実施する。

(招 集)

第 63 条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第 64 条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 65 条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設 置)

第 66 条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第 7 章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第 67 条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。
3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施 設)

第 68 条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 桔梗が丘公民館
(2) 桔梗が丘南公民館
2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、公民館運営審議会及び公民館運営委員会を置く。

3 公民館の管理運営に関する事項は、公民館管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第69条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。

(受託事業の執行)

第70条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第71条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
3. 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職務)

第72条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 公民館の管理運営に関する事項
 - (3) 協議会の事業及び公民館活動を円滑に遂行するための業務に関する事項
 - (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
 - (5) 名張市との連絡調整に関する事項
 - (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
 - (7) その他、会長及び館長が必要と認める事項
2. 事務局長及び事務局次長は、会長及び公民館長の職務命令により、業務を遂行する。
 3. 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

第 10 章 会 計

(会 計)

第 73 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2. 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財 産)

第 74 条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

2. 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
3. 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経 費)

第 75 条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 76 条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第 77 条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。

- 2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第 78 条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

- 2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

- 3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。

- 4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第 79 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

第 80 条 協議会及び公民館の出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

2 事務局長は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。

3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第 11 章 評価制度

(評価制度)

第 81 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第 82 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。

3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 83 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監査

(監査)

第 84 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監事)

第 85 条 監査業務執行のため監事を置く。

- 2 監事は2名とし、総会の承認を得て会長が任命する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第86条 監事の任期は、第12条の規定を準用する。

(監査方法)

第87条 監査は、定期監査及び隨時監査により実施する。

- 2 定期監査は、会計年度終了後2ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第88条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

- 2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第13章 情報公開

(情報公開)

第89条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

- 2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。
- 3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第90条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

- 2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雜 則

(監査請求)

第91条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第92条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第93条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第85条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第73条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

(趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という)の規定に基づき、必要な事項を定める。

(ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

| | |
|--------|---|
| 第1ブロック | 1番町区、2番町第1区（1、2、3街区）、2番町第2区（4、5街区）、 2番町第3区（6、7街区）、3番町区 |
| 第2ブロック | 4番町区、6番町区（6番町全域及び7番町3街区1～10番地）、7番 町第1区（1街区及び1～10番地を除く3街区）、7番町第2区（2街 区）8番町第1区（2街区以外の8番町）8番町第2区（2街区） |
| 第3ブロック | 5番町第1区（1、2、3、6街区）、5番町第2区（4、5、11、1 2街区）、5番町3区（7、8、9、10街区）、南第1区（南1番町1、 2街区）、南第2区（南1番町3街区、南2番町1、2街区）、南第3区 (南3番町1、2、3街区、南4番町1街区) |
| 第4ブロック | 西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6 番町区、西7番町区、 |

(委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

(2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本の方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

(3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

(事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

(1) 健康推進部会

- ① 地域住民の健康増進に関する事業
- ② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業

(2) 住民交流部会

- ① 地域住民の交流イベント等に関する事業
- ② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業
- ③ 地域活性化への取り組みに関する事業
- ④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業
- ⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業

(3) 教育文化部会

- ① 生涯学習の展開に関する事業
- ② 青少年の健全育成に関する事業
- ③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業
- ④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業
- ⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

(4) 生活安全部会

- ① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業
- ② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業
- ③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業
- ④ 快適な交通環境づくりに関する事業

(5) 快適環境部会

- ① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業
- ② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業
- ③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業
- ④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業
- ⑤ 21省資源及びリサイクルの展開に関する事業

(6) 地域福祉部会

- ① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業
- ② 高齢者等を対象とした生きがいづくりの支援事業
- ③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

(情報公開の手続き)

第5条 規約第89条第3項に規定する情報公開の手続きは、第6条から第13条に定める。

(公開の情報)

第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 協議会が保有する全てを公開することを原則とする。
- (2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限ないにある資料とする。

(非公開の情報)

第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

(3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手続)

第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

(1) 公開を求める情報の内容

(2) 情報の使用目的

(3) 情報の適正な使用の誓約

(4) 請求者の住所及び氏名

(公開、非公開の決定)

第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。

2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。

(1) 全部開示：請求者の求める情報を全て開示するもの

(2) 部分開示：非開示の情報が有し開示するもの

(3) 非開示：請求者の求める情報を全て開示しないもの

(4) 不存在：請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの

(請求者の責務)

第11条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第91条第2項に規定する監査請求の手続きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

第15条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員に損害を生じさせた場合に限られる。

(1) 公金の支出

(2) 財産の取得、管理、処分

(3) 契約の締結、履行

(4) 債務借入等の義務負担

(5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実

(6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。

(請求手続)

第17条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

(1) 措置請求の要旨

- イ 監査請求組織及び対象者
 - ロ 財務会計上の行為の内容
 - ハ 行為による損害の内容
- ニ 請求措置の内容

(2) 請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第18条 監査結果は、請求のあった日から60日以内に請求者に通知しなければならない。

附則

この施行規則は平成21年11月14日から施行する。

この施行規則は平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長（以下「会長」という。）が総括する。

(会計担当理事)

第5条 会計を担当する理事は、事務局長及び事務局次長とする。

2. 会計の実務は、事務局長の監督のもと、原則として事務局次長が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものとする。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び公民館会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|------|
| (1) 収支予算書及び収支決算書 | 10年 |
| (2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳 | 7年 |
| (3) 計算書類及び証拠書類 | 7年 |
| (4) 備品台帳 | 永久保存 |
| (5) その他の関係書類 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定期総会の日の翌日から起算する。

3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を受けるものとする。

第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は支払いの場合は、

取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。

(支出手続)

第11条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。

2. 公民館会計における支出は、会計伝票で行い、館長の承認を要するものとする。ただし、一件5万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

第12条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。

(銀行等金融機関との取引)

第13条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。

(余裕金の運用)

第14条 協議会会計及び公民館会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。

2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

第15条 会計担当理事は、公民館会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。

2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20万円とし、その受払い及び保管は、会計担当理事があたる。

(残高照合)

第16条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を、現金出納帳と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

第3章 契約

(契約書の作成)

第17条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第18条 契約の締結は、会長が行うものとする。

第4章 資産

(運用資産の管理)

第19条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載するものとする。

2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の執行と流用)

第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに公民館の年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。

- 2 規約第78条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
4. 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決済により、予備費から、その残額の範囲内で行うことができる。ただし、その流用額が予備費の残額を超える場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
5. 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。

第6章 雜則

(規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

附則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

公民館管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う公民館の管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 公民館とは、桔梗が丘公民館及び桔梗が丘南公民館をいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 公民館の管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

第3章 公民館館長

(館長の選出)

第4条 公民館館長（以下「館長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び公民館の運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定する公民館館長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、館長候補者1名を決定する。

2 前項の館長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、館長に任命する。

(選考委員会)

第5条 館長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、公民館運営審議会委員及び公民館運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

5 選考委員会については、別に定める。

(館長の責務)

第6条 館長は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等を遵守すると共に、公民館の社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(館長の任期)

第7条 館長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(館長の勤務)

第8条 館長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(館長の職務)

第9条 館長は、指定管理者制度の本旨に従い、公民館の施設管理及び業務全般を統括するものとする。

(館長の報酬)

第10条 館長の報酬は、理事会で定める。

(館長の解任)

第11条 館長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、公民館運営審議会に諮問す

るものとする。

- 2 協議会の会長は、公民館運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、館長を解任する事ができる。
- 3 前項の場合、公民館運営審議会及び理事会において、館長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 公民館運営審議会

(目的)

第12条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、公民館がその社会的役割を果たすため、公民館の運営方針等その基本的事項及び協議会と公民館との連携活動について審議し、協議会と館長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

- 2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

(委員の委嘱)

第13条 審議会委員の定数は、10名以内とし協議会の会長が委嘱する。

(委員の任期)

第14条 審議会委員の任期については、規約第12条を準用する。

- 2 委員の再任は、妨げない。

(審議会の会長)

第15条 審議会の会長は、協議会の会長をもって充てる。

(審議会の招集)

第16条 審議会は、審議会の会長が招集し、その議長となる。

第5章 公民館運営委員会

(目的)

第17条 公民館運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、公民館の運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、別に定める「公民館運営委員会規則」により、館長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

- 2 館長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、館長が委嘱する。

2. 委員の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名（輪番制）
- (2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名
- (3) 公民館サークル参加者の中から若干名
- (4) 公民館事務局代表
- (5) 学識経験者の中から若干名
- (6) その他館長が必要と認める者

3. 運営委員会は、次の役員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記 1名

4. 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2. 委員の再任は、妨げない。
3. 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(招集)

第20条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第6章 雜則

(規程の改廃)

第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前に館長と協議するものとする。

- 2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成21年11月14日より施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

桔梗が丘の人口と世帯数

平成26年4月1日現在

| 町名 | 世帯数 | | | |
|----------|------|-------|------|------|
| | | 総数 | 男性 | 女性 |
| 桔梗が丘1番町 | 297 | 622 | 290 | 332 |
| 桔梗が丘2番町 | 524 | 1253 | 588 | 665 |
| 桔梗が丘3番町 | 428 | 996 | 454 | 542 |
| 桔梗が丘4番町 | 489 | 1120 | 514 | 606 |
| 桔梗が丘5番町 | 1009 | 2436 | 1187 | 1249 |
| 桔梗が丘6番町 | 267 | 595 | 286 | 309 |
| 桔梗が丘7番町 | 294 | 642 | 293 | 349 |
| 桔梗が丘8番町 | 402 | 940 | 447 | 493 |
| 桔梗が丘地区計 | 3710 | 8604 | 4059 | 4545 |
| 桔梗が丘南1番町 | 214 | 508 | 237 | 271 |
| 桔梗が丘南2番町 | 148 | 344 | 161 | 183 |
| 桔梗が丘南3番町 | 235 | 562 | 267 | 295 |
| 桔梗が丘南4番町 | 20 | 44 | 20 | 24 |
| 桔梗が丘南地区計 | 617 | 1458 | 685 | 773 |
| 桔梗が丘西1番町 | 170 | 468 | 227 | 241 |
| 桔梗が丘西2番町 | 118 | 342 | 163 | 179 |
| 桔梗が丘西3番町 | 331 | 1005 | 478 | 527 |
| 桔梗が丘西4番町 | 224 | 671 | 330 | 341 |
| 桔梗が丘西5番町 | 138 | 445 | 221 | 224 |
| 桔梗が丘西6番町 | 187 | 550 | 275 | 275 |
| 桔梗が丘西7番町 | 107 | 334 | 173 | 161 |
| 桔梗が丘西地区計 | 1275 | 3815 | 1867 | 1948 |
| 合 計 | 5602 | 13877 | 6611 | 7266 |

桔梗が丘自治連合協議会事務局（桔梗が丘公民館内）

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

メールアドレス kikyou-ko@emachi-nabari.jp

ホームページアドレス <http://www.kikyogaoka.jp/index.html>

桔梗が丘公民館ホームページアドレス

<http://www.emachi-nabari.jp/kikyou/kouminkan/index.html>

